

資料編

様式 1 災害応援要請依頼書

発簡番号

年 月 日

災害応援要請者 様

小郡市長

災害応援要請依頼書

災害を防除するため、下記のとおり災害応援要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び応援を要請する理由

(1) 災害の状況

(2) 応援を要請する理由

2 応援を希望する期間

3 応援を希望する区域及び活動内容

(1) 区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式 2 自衛隊への災害派遣要請依頼文書

平成 年 月 日

福岡県知事

様

小郡市長

印

自衛隊の災害派遣要請依頼について

自衛隊法第 83 条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼いたします。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

様式3 災害協力要請依頼書

発簡番号

年 月 日

災害協力要請者 様

小郡市長

災害協力要請依頼書

災害を防除するため、下記のとおり災害協力要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

(1) 災害の状況

(2) 協力を要請する理由

2 協力を希望する期間

3 協力を希望する区域及び活動内容

(1) 区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式 4 災害ボランティア受付簿

No. _____

(受付地 _____)

受付 月日	ふりがな 氏 名	住 所 (電話)	性別	生年月日	資 格 ・ 特 殊 技 能 等	活動 可能 期間	配置	
							場所	期間

様式5 災害ボランティア受付票

受付月日 月 日	受付場所	情報公開		可・否
ふりがな 氏 名 等		性別 男・女	生年 月 日	年 月 日
住 所 (電 話)	県 市 (TEL — —)			
資格・業種 特殊技能等				
活動可能 日 数	日 (活動初日 年 月 日から)			
配置場所		配置期間	年 月 日から 年 月 日まで	
配置場所		配置期間	年 月 日から 年 月 日まで	
配置場所		配置期間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式 6 避難者台帳

No. _____

避難所名							
受付 番号		避難 期間	月 ～ 月 日 日	住所 氏名		避難 家族 人員	
		(世帯主名)					
備考							
受付 番号		避難 期間	月 ～ 月 日 日	住所 氏名		避難 家族 人員	
		(世帯主名)					
備考							
受付 番号		避難 期間	月 ～ 月 日 日	住所 氏名		避難 家族 人員	
		(世帯主名)					
備考							
受付 番号		避難 期間	月 ～ 月 日 日	住所 氏名		避難 家族 人員	
		(世帯主名)					
備考							
受付 番号		避難 期間	月 ～ 月 日 日	住所 氏名		避難 家族 人員	
		(世帯主名)					
備考							

様式 7 避難者世帯票

No. _____

避難所名				入所月日	月 日	担当職員名		
入所者住所				世帯主名		家族人員		
入 所 者 氏 名								
氏名	続柄	性別	年齢	入所月日	備考			
				月 日				
離 散 家 族 安 否 状 況								
氏名	続柄	性別	年齢	避難先等	安否状況	備考		

様式 8 避難所日誌

避難所名															
班員	担当者	班長	収容部長	収容世帯数	本日		男	本日		女	本日		収容人員計		
					合計			合計			合計				
年月日	平成 年 月 日 ()				天候			記載者指名							
(状 況)															
(問題点)															

様式 9 被災証明受付簿及び交付申請書・証明書・届出証明書

被災証明受付簿

受付 番号	被災 年月日	被災者氏名	被災者住所	被災状況	備考

り災証明書等交付申請書

年

月

日

小郡市長

殿

申請者

住所

氏名

印

下記のとおり、り災したことを証明願います。

り災原因	☐暴風☐豪雨☐洪水☐地震☐その他（ ）
り災年月日	年 月 日 時 分頃
り災場所	小郡市
り災物件	☐建物 用途（ ） 構造（ ）
	☐家財（ ）
	☐その他（ ）
り災の状況・程度	
使用目的	
必要部数	部

※り災物件の位置図と被害状況が判断できる写真を添付してください。

※証明するにあたり、必要書類の提出をお願いする場合があります。

り災証明書

様	
り災原因	
り災年月日	年 月 日 時 分頃
り災場所	小郡市
り災物件	
り災の状況・程度	
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 小郡市長 印	

り災届出証明書

様	
り災原因	
り災年月日	年 月 日 時 分頃
り災場所	小郡市
り災物件	
り災の状況・程度	
上記のとおり届出があったことを証明する。 年 月 日 小郡市長 印	

資料 1 小郡市防災会議条例

○小郡市防災会議条例

昭和 46 年 10 月 1 日

条例第 347 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、小郡市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小郡地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条第 1 項に規定する水防計画を作成し、及び、その実施を推進すること。
- (3) 小郡市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の定数は、22 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、小郡市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 3 月 28 日条例第 383 号)

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 12 月 27 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 30 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 26 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小郡市水防協議会条例の廃止)

2 小郡市水防協議会条例 (昭和 53 年小郡市条例第 12 号) は、廃止する。

附 則 (平成 24 年 9 月 27 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料２ 小郡市災害対策本部条例

○小郡市災害対策本部条例

昭和 46 年 10 月 1 日

条例第 348 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、小郡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 3 月 28 日条例第 383 号）

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 27 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 福岡県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域区分)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 林野火災、高層建築物火災、危険物火災等の大規模火災
- (2) 地震、風水害その他大規模災害
- (3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故
- (4) 武力攻撃が疑われる災害
- (5) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (6) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 応援要請は災害が発生した市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、協定市町村等の長又は消防長に対し、災害規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 第一要請

第2条に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

2 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長又は消防長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(応援隊等の派遣及び中断)

第5条 前条の規定により応援の要請を受けた市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長は、当該発災市町村等における災害対応を応援するため、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。ただし、やむを得ない理由により派遣し難い場合は、派遣をしないことができるものとする。

2 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(迅速な応援出動体制の確立)

第6条 協定締結市町村等の長又は消防長は、大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合又は被害状況が確認できない場合等の特に緊急を要するときには、第

4 条に規定する応援要請を待たず、先行調査のため、必要な応援隊（以下「先遣隊」という。）を派遣できるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。

（通報）

第 7 条 応援を要請した場合又は応援隊等を派遣した場合や派遣を中断した場合において、要請側又は応援側の長又は消防長は、その旨を福岡県に対して通報するものとする。

（応援側の指揮）

第 8 条 応援隊は、法第 4 7 条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第 9 条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

（1） 応援側の負担する経費

ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費

イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費

ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等

エ 交通事故における損害賠償費等

オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

（2） 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

（消防団応援）

第 10 条 消防団の応援に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

（航空消防応援）

第 11 条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

（改廃）

第 12 条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

（委任）

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

1 この協定は、令和 2 年 4 月 1 日から効力を生じる。

2 平成 2 5 年 3 月 2 8 日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第 10 条の規定は、なおその効力を有する。

3 この協定の締結を証するため、本書 5 通を作成し、記名押印のうえ、福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消

防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各 1 通保管するものとする。

令和 2 年 3 月 11 日

記名・押印 〔略〕

別表（協定第 2 条関係）

地域	構成市町村等
(1) 北九州地域	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、 荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町 京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合
(2) 筑豊地域	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、 香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町 飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、 直方・鞍手広域市町村圏事務組合
(3) 福岡地域	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市 糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、 粕屋町、 筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、粕屋南部消防組合 粕屋北部消防組合、宗像地区事務組合
(4) 筑後地域	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市 朝倉市、みやま市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町 八女地区消防組合、久留米広域市町村圏事務組合、 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合

資料4 福岡県消防相互応援協定覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、福岡県消防相互応援協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

第2条 協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を、協定第2条に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関等及び地域代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）にはそれぞれ代行消防機関及び地域代表補助消防機関を選定しておくものとする。

2 前項に規定する代表消防機関等及びその代行消防機関、地域代表補助消防機関は、別表に定める消防本部とする。

(応援可能消防隊の登録)

第3条 各消防本部は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の方法)

第4条 協定第4条の規定に基づく応援要請の方法は、別に定めるものとする。

2 要請側の長は、事後速やかに応援側の長に対し応援要請書（様式第1号）を提出するものとする。

(応援隊派遣時の連絡)

第5条 協定第5条の規定に基づき、応援隊の派遣を決定した場合又はやむを得ない理由により派遣し難い場合は、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに要請側の長又は消防長に連絡するものとする。

(先遣隊派遣時の連絡等)

第6条 協定第6条の規定に基づき、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに要請側の長又は消防長に連絡するものとする。

2 先遣隊の最高指揮者は、現場到着時に要請側の長又は消防長に応援の要否を確認するものとする。

(指揮支援隊の派遣)

第7条 協定第5条の規定に基づき、代表消防機関等は、指揮支援隊（要請側の長又は消防長の指揮を補佐し、及び応援隊を管理する消防隊をいう。）を派遣するものとする。

(応援隊の指揮体制)

第8条 要請側の長又は消防長は、早期に現場指揮本部を設置し、指揮体制の確立に努めるものとする。

2 地域代表消防機関の長又は消防長は、地域指揮隊（第一要請時に地域内の応援隊を統制する消防隊をいう。）を派遣し、応援隊を指揮するものとする。

3 代表消防機関の長又は消防長は、県指揮隊（第二要請時に県内の応援隊を統制する消防隊をいう。）を派遣し、応援隊を指揮するものとする。

(応援の始期及び終期)

第 9 条 応援の始期は、応援隊が常備配置場所から出動した時点とする。ただし、応援隊が常備配置場所の外にある場合は、応援出動命令を受けて出動した時点とする。

2 先遣隊の応援の始期は、第 6 条第 2 項の規定により、応援要請を受けた時点とする。

3 応援の終期は、応援隊が常備配置場所に帰着した時点とする。ただし、応援に関する目的を終了したのち、他の用務のため行動する場合は、その目的の行動を開始した時点とする。

(事後の報告)

第 10 条 応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長に対して、別に定める方法により応援隊の活動状況を報告するものとする。

2 要請側の長又は消防長は、応援側の長又は消防長に対して、別に定める方法により災害概要を報告するものとする。

(経費の請求)

第 11 条 応援側の長は、協定第 9 条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第 2 号により要請側の長に請求するものとする。

(合同訓練の実施)

第 12 条 各消防長は、円滑な応援活動を図るため各消防本部間で協議のうえ、合同で消防訓練を実施するよう努めるものとする。

(連絡協議会等の設置)

第 13 条 協定の円滑な運用を図るため、連絡協議会及び協定第 2 条に定める地域ごとに、地域連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会の事務局は代表消防機関内に、地域連絡協議会の事務局は地域代表消防機関内にそれぞれ置くものとする。

3 連絡協議会の運用に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

(補則)

第 14 条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途協議のうえ決定するものとする。

附 則

1 この覚書は、令和 2 年 4 月 1 日から効力を生じる。

2 この覚書の締結に伴い、平成 2 6 年 3 月 2 5 日福岡県消防相互応援協定第 13 条の規定に基づき締結された福岡県消防相互応援協定覚書は、その効力を失う。

3 この覚書の成立を証するため、本書 5 通を作成し、記名押印のうえ、福岡県総務部危機管理局消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各消防本部はその写しを各 1 通保管するものとする。

令和 2 年 3 月 11 日

記名・押印 〔略〕

別表 1（覚書第 2 条関係）

代表消防機関及びその代行消防機関の消防本部

代表消防機関	代行消防機関
福岡市消防局	北九州市消防局

地域代表消防機関及び地域代表補助消防機関の消防本部

地域	地域代表消防機関	地域代表補助消防機関
(1) 北九州地域	北九州市消防局	中間市消防本部
(2) 筑豊地域	飯塚地区消防本部	田川地区消防本部
(3) 福岡地域	春日・大野城・那珂川 消防組合消防本部	粕屋南部消防組合消防本部
(4) 筑後地域	久留米広域消防本部	大牟田市消防本部

様 式 〔略〕

資料5 福岡県消防相互応援協定に係る消防団広域応援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県消防相互応援協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、福岡県内の消防団の広域的な応援（以下「広域応援」という。）の実施に関し、必要な事項について定める。

(広域応援の対象)

第2条 広域応援は、火災、地震、風水害、その他の大規模災害発生時に行うことができるものとする。

(広域応援の担当地域)

第3条 広域応援は、原則として協定第2条で区分された地域ごとの構成市町村間で行う。

ただし、広域応援を要請する側（以下「要請側」という。）の長又は消防長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広域応援の要請)

第4条 要請側の長、消防長及び消防団長は協議を行い、要請側の長又は消防長は、様式第1号により、速やかに県へ要請を行うこととする。

2 県は、要請側から提出された様式第1号で示された広域応援の要請先（以下「応援側」という。）の長、消防長へ様式第2号により広域応援要請を通知する。

3 県からの広域応援要請を受けた応援側の長、消防長及び消防団長は協議を行い、応援側の長又は消防長は、様式第3号で応援の可否を速やかに県へ報告する。

4 応援側から報告を受けた県は、様式第3号で要請側の長へ報告を行い、要請側の長、消防長並びに代表消防本部及び要請側市町村を所轄する地域代表消防本部と協議を行い、応援側消防団を決定する。

5 県は、様式第4号により決定した応援側の長、消防長へ応援決定の通知を行い、出動を要請する。

(広域応援の指揮等)

第5条 広域応援の指揮は、消防組織法第47条の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に、行動するものとする。

2 応援側消防団の活動は、要請側消防本部及び消防団と協力して行うこととする。

3 応援側消防団は、指揮者及び、安全管理者を定めることとする。

(広域応援の始期及び終期)

第6条 広域応援の始期は、出動の命令を受けて、要請側市町村へ出発したときとする。

2 広域応援の終期は、応援目的を終了し応援側市町村へ帰所したときとする。ただし、協定第5条第3項の規定に基づき広域応援が中断され応援側に復帰すべき命令があったときは、その時点とする。

3 広域応援は、原則日帰りとする。

(報告)

第7条 広域応援を行った隊は、様式第5号を速やかに県へ報告するものとする。

(広域応援に要する経費)

第8条 広域応援に要する経費は、協定第9条の定めるところにより負担するものとする。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年4月1日

様 式 〔略〕

資料 6 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和 39 年 5 月 21 日

改正 平成 6 年 4 月 1 日

平成 10 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 53 条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第 3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第 4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第 5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は 2 市町村以上にまたがるもので、1 の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第 6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表 1 によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第 1 号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあっては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

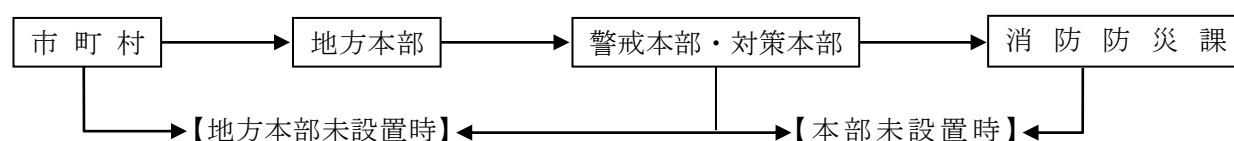
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害状況報告は、次の順序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

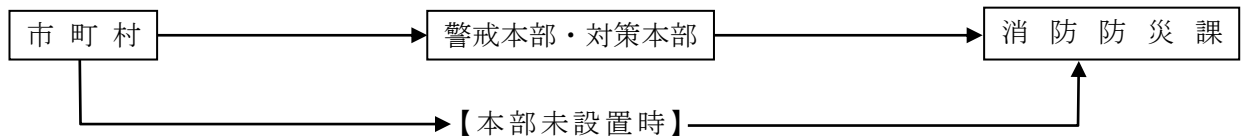
(1) 災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）

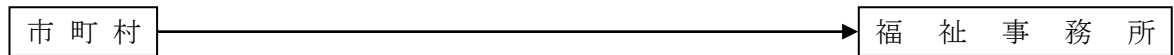


(2) 被害状況確定報告

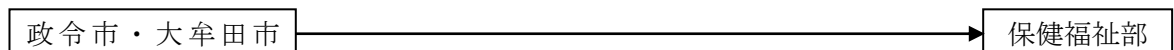
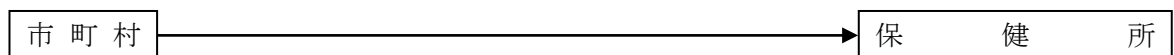
（様式第2号の1）



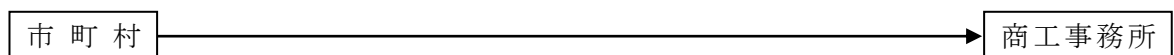
- (3) 社会福祉施設関係被害即報
(様式第2号の2)



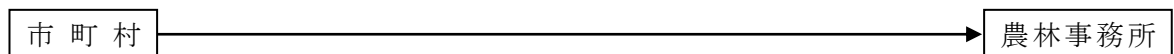
- (4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の3、様式第3号の1)



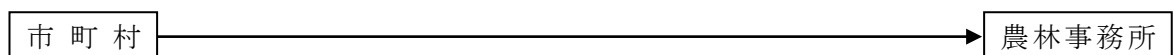
- (5) 商工業関係被害即報・詳報・確定申告
(様式第2号の4、様式第3号の2)



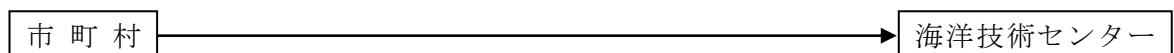
- (6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)



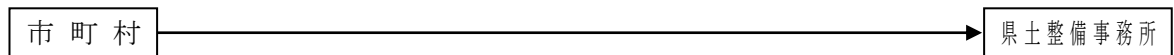
- (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の6、7、8、9、10)



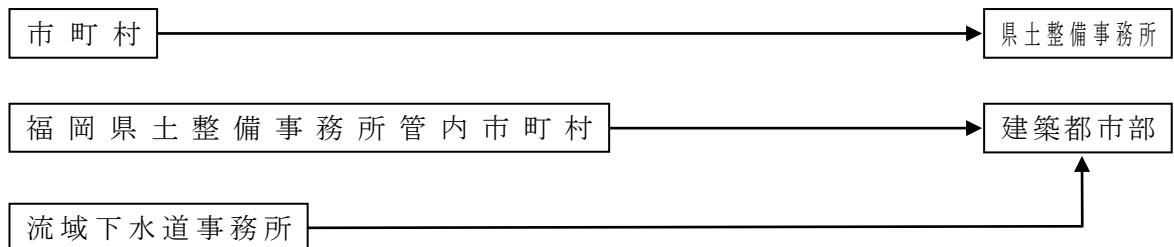
- (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の11、12)



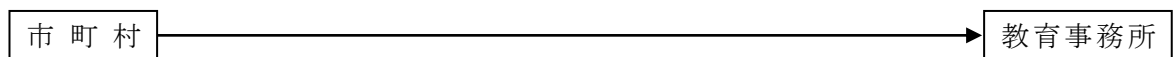
- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の13、様式第3号の16)



- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の14、15、様式第3号の17)

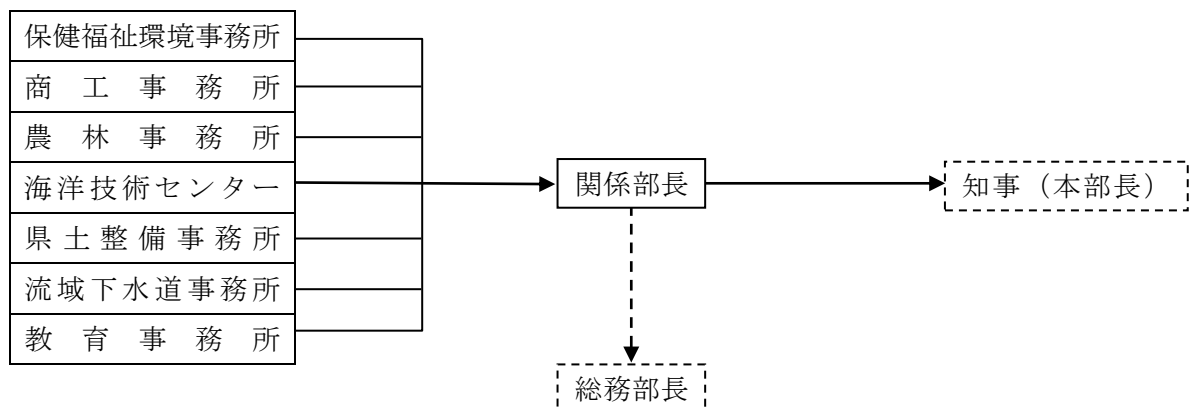


- (11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表 1

被害区分		備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第3条の2の規定によって天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。

被害区分		備考
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。

様式第 1 号

〔災 害 概 況 即 報〕

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

(市町村→地方本部→県本部)

災 害 の 概 要	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況					避 難 状 況					
					勧告・指示 ・自主の別	日時	地区名	避難先	人員	

様式第2号の1

被害状況報告

即報
確定

市町村名		報告者名									
地方本部名		報告者名		報告日時							
				月 日 時 分現在							
				(市町村→地方本部→県本部)							
市町村名				被害		被害		被害		被害	
人的被害	死	者	人								
	行方不明者		人								
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
		棟									
	半壊	棟									
		世帯									
		人									
	一部破損	棟									
		世帯									
		人									
	床上浸水	棟									
		世帯									
人											
床下浸水	棟										
	世帯										
	人										
非住家	公共建物	棟									
	その他	棟									
その他	田畑	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
		流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	文教施設	箇所									
	医療機関	箇所									
	道路	箇所									
	橋りょう	箇所									
	河川	箇所									
	港	箇所									
	砂防	箇所									
	清掃施設	箇所									
	崖崩れ	箇所									
	鉄道不通	箇所									
	被害船舶	隻									
	航空機被害	機									
	水道	戸									
	電気	回線									
	ガス	戸									
	ブロック塀	箇所									
り	災害世帯数	世帯									
り	災害者数	人									
火災発生	建物	件									
	危険物	件									
	その他	件									
公	公共文教施設	千円									
農	農林水産業施設	千円									
公	公共土木施設	千円									
そ	その他の公共施設	千円									
その他	農産被害	千円									
	林産被害	千円									
	畜産被害	千円									
	水産被害	千円									
	商工被害	千円									
	その他	千円									
被害総額		千円									
災害対策本部	設置	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
	解散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
災害救助法適用		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
消防職員出動延人数		人									
消防団員出動延人数		人									

資料 7 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第 1 条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第 67 条第 1 項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第 2 条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第 3 条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第 4 条 前条第 1 項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事

情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

- 2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

- 2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。
- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

資料 8 久留米市との消防相互応援協定書

消防組織法第 21 条に基く福岡県久留米市と福岡県三井郡小郡町間の消防相互応援協定書

(協定の目的)

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条に規定する消防の相互応援に関して福岡県三井郡小郡町と福岡県久留米市（以下「当事者」という。）は火災または水災その他の災害に際して、消防活動をより効果的に遂行するため、次の条項によりこの協定を締結する。

(応援を行なう場合)

第 2 条 応援は火災または水災その他の災害が発生した場合に行なうものとする。

(応援力)

第 3 条 この協定により応援出動する消防隊（以下「応援隊」という。）は原則として応援隊が属する市町村が所有する全消防力の 3 分の 1 以内を限度とする。

(応援の種類)

第 4 条 応援の種類は次の二種とする。

(1) 特別応援

火災または水災その他の災害が発生し特に応援を必要とする場合に受援地市町村長の要請若しくは応援地市町村長の命令により応援出動するものをいう。

(2) 普通応援

近隣地域に発生した火災等を認知または覚知した場合に別命なく応援出動するものをいう。

(出動の方法)

第 5 条 普通応援の出動は近隣地域の消防機関とし、特別応援の出動は、火災の状況により受援地市町村長の要請若しくは応援地市町村長の命令により決定する。

(応援の認定)

第 6 条 応援の要請があった場合には応援側の認定により応援するものとする。前条の場合において災害の規模等により特別の措置が必要と認められるときは、関係市町村長は第 3 条の規定にかかわらず応援隊の属する市町村が所有する全消防力の 3 分の 2 までの応援を要請若しくは命令することができる。

(応援要請の手続き)

第 7 条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話または電信等により要請し事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要する人員、機械等の数量

(3) 応援場所

(4) その他必要事項

(応援隊の指揮)

第 8 条 応援隊の指揮は受援地の現場最高指揮官が応援隊の長にたいして行なうものとする。た

だし緊急を要する場合には直接応援隊の隊員に対して行なうことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は現場到着、引揚げ及び消防活動の状況を現場最高指揮者に報告する。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用は次に掲げる方法によって処理するものとする。

(1) 応援に要した費用は原則として応援側の負担とする。

(2) 前号以外の費用に関しては、その都度当事者の協議により決定する。

(雑則)

第11条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度当事者の協議により決定するものとする。

第12条 当事者は毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。なお、当該消防力に著しい変動を生じたときは、その都度相手方に通知しなければならない。

第13条 この協定は昭和44年8月1日から適用する。

本協定を証するために当事者は協定書二通を作成し記名押印のうえ各一通宛保管するものとする。

昭和44年8月1日

福岡県久留米市長 井 上 義 人

福岡県三井郡小郡町長 佐 々 木 敏 雄

資料 9 筑紫野市・筑前町との消防相互応援協定書

筑紫野市・小郡市・朝倉郡筑前町消防相互応援協定

筑紫野市、小郡市及び朝倉郡筑前町（以下「関係市町」という。）は、昭和 33 年 6 月 16 日に締結した筑紫野町・小郡町・夜須村消防相互応援協定について、朝倉郡夜須町と朝倉郡三輪町の合併に伴い、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条に規定する消防の相互応援（以下「相互応援」という。）に関して必要な事項を定め、もって火災又は水害及びその他の災害（以下「災害」という。）に際して、関係市町相互の消防活動の連携の強化及び効率化を図ることを目的とする。

（応援の要請）

第 2 条 相互応援の要請は、災害が発生した市町（以下「被災市町」という。）の長から他の関係市町（以下「応援市町」という。）の長への要請によるものとする。ただし、要請が無い場合においても、災害発生を認知し、応援することを必要と判断した応援市町は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の応援は、災害防衛活動の規模及び被災市町の長の要請に応じ、可能な限り消防隊を派遣するものとする。

（応援の指揮）

第 3 条 応援市町から派遣された消防隊（以下「応援隊」という。）は、災害防衛活動の指揮等について、被災市町の消防隊（以下「受援隊」という。）と密接に連携を保ち、被災市町の最高指揮者（以下「受援隊指揮者」という。）の指揮下に入るものとする。

（応援活動の報告）

第 4 条 応援隊の指揮者は、現場到着、引き揚げ及び災害防衛活動の状況を受援隊指揮者に報告するものとする。

（経費）

第 5 条 応援隊の派遣に要した経常的経費及び応援隊の災害防衛活動中の事故により生じた経費については、応援隊を派遣した応援市町の負担とし、その他の経費については、関係市町間で協議し、決定する。

附 則

1 本協定は、平成 17 年 3 月 22 日より効力を有するものとする。

2 昭和 33 年 6 月 16 日付で締結した筑紫野町・小郡町・夜須村消防相互応援協定は、本協定の締結をもってその効力を失うものとする。

本協定を証するため、関係市町は本書 3 通を作成し、記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 3 月 22 日

福岡県筑紫野市

代表者 筑紫野市長

平 原 四 郎

福岡県小郡市

代表者 小郡市長

田 竈 勝 彦

福岡県朝倉郡筑前町

代表者 朝倉郡筑前町長職務執行者

田 中 茂 夫

資料10 三井郡大刀洗町との消防相互応援協定書

消防組織法第 21 条に基く福岡県三井郡大刀洗町と福岡県三井郡小郡町間の消防相互応援協定書

(協定の目的)

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条に規定する消防の相互応援に関して福岡県三井郡小郡町と福岡県三井郡大刀洗町（以下「当事者」という。）は火災または水災その他の災害に際して、消防活動をより効果的に遂行するため、次の条項によりこの協定を締結する。

(応援を行なう場合)

第 2 条 応援は火災または水災その他の災害が発生した場合に行なうものとする。

(応援力)

第 3 条 この協定により応援出動する消防隊（以下「応援隊」という。）は原則として応援隊が属する市町村が所有する全消防力の 3 分の 1 以内を限度とする。

(応援の種類)

第 4 条 応援の種類は次の二種とする。

(1) 特別応援

火災または水災その他の災害が発生し特に応援を必要とする場合に受援地市町村長の要請若しくは応援地市町村長の命令により応援出動するものをいう。

(2) 普通応援

近隣地域に発生した火災等を認知または覚知した場合に別命なく応援出動するものをいう。

(出動の方法)

第 5 条 普通応援の出動は近隣地域の消防機関とし、特別応援の出動は、火災の状況により受援地市町村長の要請若しくは応援地市町村長の命令により決定する。

(応援の認定)

第 6 条 応援の要請があった場合には応援側の認定により応援するものとする。前条の場合において災害の規模等により特別の措置が必要と認められるときは、関係市町村長は第 3 条の規定にかかわらず応援隊の属する市町村が所有する全消防力の 3 分の 2 までの応援を要請若しくは命令することができる。

(応援要請の手続き)

第 7 条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話または電信等により要請し事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要する人員、機械等の数量

(3) 応援場所

(4) その他必要事項

(応援隊の指揮)

第 8 条 応援隊の指揮は受援地の現場最高指揮官が応援隊の長にたいして行なうものとする。た

だし緊急を要する場合には直接応援隊の隊員に対して行なうことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は現場到着、引揚げ及び消防活動の状況を現場最高指揮者に報告する。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用は次に掲げる方法によって処理するものとする。

(1) 応援に要した費用は原則として応援側の負担とする。

(2) 前号以外の費用に関しては、その都度当事者の協議により決定する。

(雑則)

第11条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度当事者の協議により決定するものとする。

第12条 当事者は毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。なお、当該消防力に著しい変動を生じたときは、その都度相手方に通知しなければならない。

第13条 この協定は昭和43年7月17日から適用する。

本協定を証するために当事者は協定書二通を作成し記名押印のうえ各一通宛保管するものとする。

昭和43年7月17日

福岡県三井郡大刀洗町長 井 上 虎 之 助

福岡県三井郡小郡町長 佐 々 木 敏 雄

資料11 佐賀県鳥栖市との消防相互応援協定書

消防組織法第 21 条に基く佐賀県鳥栖市と福岡県三井郡小郡町間の消防相互応援協定書

(協定の目的)

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条に規定する消防の相互応援に関して福岡県三井郡小郡町と佐賀県鳥栖市（以下「当事者」という。）は火災または水災その他の災害に際して、消防活動をより効果的に遂行するため、次の条項によりこの協定を締結する。

(応援を行なう場合)

第 2 条 応援は火災または水災その他の災害が発生した場合に行なうものとする。

(応援力)

第 3 条 この協定により応援出動する消防隊（以下「応援隊」という。）は原則として応援隊が属する市町村が所有する全消防力の 3 分の 1 以内を限度とする。

(応援の種類)

第 4 条 応援の種類は次の二種とする。

(1) 特別応援

火災または水災その他の災害が発生し特に応援を必要とする場合に受援地市町村長の要請若しくは応援地市町村長の命令により応援出動するものをいう。

(2) 普通応援

近隣地域に発生した火災等を認知または覚知した場合に別命なく応援出動するものをいう。

(出動の方法)

第 5 条 普通応援の出動は近隣地域の消防機関とし、特別応援の出動は、火災の状況により受援地市町村長の要請若しくは応援地市町村長の命令により決定する。

(応援の認定)

第 6 条 応援の要請があった場合には応援側の認定により応援するものとする。前条の場合において災害の規模等により特別の措置が必要と認められるときは、関係市町村長は第 3 条の規定にかかわらず応援隊の属する市町村が所有する全消防力の 3 分の 2 までの応援を要請若しくは命令することができる。

(応援要請の手続き)

第 7 条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話または電信等により要請し事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要する人員、機械等の数量

(3) 応援場所

(4) その他必要事項

(応援隊の指揮)

第 8 条 応援隊の指揮は受援地の現場最高指揮官が応援隊の長にたいして行なうものとする。た

だし緊急を要する場合には直接応援隊の隊員に対して行なうことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は現場到着、引揚げ及び消防活動の状況を現場最高指揮者に報告する。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用は次に掲げる方法によって処理するものとする。

(1) 応援に要した費用は原則として応援側の負担とする。

(2) 前号以外の費用に関しては、その都度当事者の協議により決定する。

(雑則)

第11条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度当事者の協議により決定するものとする。

第12条 当事者は毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。なお、当該消防力に著しい変動を生じたときは、その都度相手方に通知しなければならない。

第13条 この協定は昭和42年6月16日から適用する。

本協定を証するために当事者は協定書二通を作成し記名押印のうえ各一通宛保管するものとする。

昭和42年6月16日

佐賀県鳥栖市長

安原謙市

福岡県三井郡小郡町長

佐々木敏雄

資料12 佐賀県基山町との消防相互応援協定書

消防組織法第 21 条に基く福岡県三井郡小郡町と佐賀県基山町間の消防相互応援協定書

(協定の目的)

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条に規定する消防の相互応援に関して福岡県三井郡小郡町と佐賀県基山町（以下「当事者」という。）は火災または水災その他の災害に際して、消防活動をより効果的に遂行するため、次の条項によりこの協定を締結する。

(応援を行なう場合)

第 2 条 応援は火災または水災その他の災害が発生した場合に行なうものとする。

(応援力)

第 3 条 この協定により応援出動する消防隊（以下「応援隊」という。）は原則として応援隊が属する市町村が所有する全消防力の 3 分の 1 以内を限度とする。

(応援の種類)

第 4 条 応援の種類は次の二種とする。

(1) 特別応援

火災または水災その他の災害が発生し特に応援を必要とする場合に受援地市町村長の要請若しくは応援地市町村長の命令により応援出動するものをいう。

(2) 普通応援

近隣地域に発生した火災等を認知または覚知した場合に別命なく応援出動するものをいう。

(出動の方法)

第 5 条 普通応援の出動は近隣地域の消防機関とし、特別応援の出動は、火災の状況により受援地市町村長の要請若しくは応援地市町村長の命令により決定する。

(応援の認定)

第 6 条 応援の要請があった場合には応援側の認定により応援するものとする。前条の場合において災害の規模等により特別の措置が必要と認められるときは、関係市町村長は第 3 条の規定にかかわらず応援隊の属する市町村が所有する全消防力の 3 分の 2 までの応援を要請若しくは命令することができる。

(応援要請の手続き)

第 7 条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話または電信等により要請し事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要する人員、機械等の数量

(3) 応援場所

(4) その他必要事項

(応援隊の指揮)

第 8 条 応援隊の指揮は受援地の現場最高指揮官が応援隊の長にたいして行なうものとする。た

だし緊急を要する場合には直接応援隊の隊員に対して行なうことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は現場到着、引揚げ及び消防活動の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用は次に掲げる方法によって処理するものとする。

(1) 応援に要した費用は原則として応援側の負担とする。

(2) 前号以外の費用に関しては、その都度当事者の協議により決定する。

(雑則)

第11条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度当事者の協議により決定するものとする。

第12条 当事者は毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。なお、当該消防力に著しい変動を生じたときは、その都度相手方に通知しなければならない。

第13条 この協定は昭和42年6月16日から適用する。

本協定を証するために当事者は協定書二通を作成し記名押印のうえ各一通宛保管し、その写を佐賀県と福岡県に各一通送付するものとする。

昭和42年6月16日

福岡県三井郡小郡町長	佐々木敏雄
佐賀県基山町長	白水嘉造

資料13 国土交通省九州地方整備局との大規模災害時応援協定書

小郡市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と小郡市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法第 77 条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり締結する。

（応援内容）

第 1 条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- （１）施設の被害状況の把握
- （２）情報連絡網の構築
- （３）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （４）災害応急措置
- （５）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第 2 条 小郡市内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と小郡市は相互に連絡するものとする。なお、市長の要請があった場合または局長が必要と判断した場合は、局長は現地情報連絡員を小郡市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合、市長は現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第 3 条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第 4 条 市長は、小郡市内の所管施設に大規模な災害が発生、または発生のおそれがあり、九州地方整備局の応援を必要とする場合、九州地方整備局筑後川河川事務所長（または福岡国道事務所長）に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認したうえで、別紙－１の文書にて応援要請を提出するものとする。

２ 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む）は、前項の要請を受け、応援を行う場合には、市長（市長からの指示を受けた小郡市の職員を含む）に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－２の文書にて応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第 5 条 小郡市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合等であっても、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合、あ

らかじめ別紙－３の文書にて応援内容を局長から市長に通知する。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第６条 第１条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(１) 災害初動時に第１条(１)、(２)及び(３)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(２) 第１条(４)及び(５)の応援を行う場合

原則として小郡市の負担とするが、第１条(４)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合。

② 国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合。

③ 被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）。

④ 広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、もしくは関係者間で連絡不能や連絡するいとまがない場合で、応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間。

(平常時の連絡)

第７条 九州地方整備局企画部防災課と小郡市総務部総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第８条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、局長と市長が協議して定めるものとする。

２ この協定書に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、小郡市においては総務部総務課長とする。

(運用)

第９条 この協定書は、平成２３年８月１日から適用するものとする。

平成 23 年 8 月 1 日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 7 号

国土交通省九州地方整備局長 中 嶋 章 雅

福岡県小郡市小郡 255 番地 1

小郡市長

平 安 正 知

別紙 〔略〕

資料14 小郡市環境保全協議会との水災時水防対策協定書

水災時の水防対策に関する基本協定書

小郡市（以下「甲」という。）及び小郡市環境保全協議会（以下「乙」という。）は、水防法第32条に定める小郡市水防計画に基づき、水災時の水防対策に関する基本的な事項について次のとおり基本協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市民の生命、身体及び財産を水災から保護するため、水防対策における甲乙の協力体制を確立し、連携を図りながら、迅速かつ的確に水防活動を行うことを目的とする。

（水防活動の範囲）

第2条 本協定における水防活動の範囲は次のとおりとする。

- （1）公共施設の機能回復、被害の拡大防止及び人命救助等として実施するもののうち、緊急に対処を要する場合において実施する活動とする。
- （2）被害を未然に防止する予防措置は含まないものとする。

（定期報告）

第3条 乙は、土砂集積場、水防対策に係る連絡系統図、水防人員及び資材配置表（以下「報告書」という。）を毎年4月に甲に提出しなければならない。

- 2 乙は報告書の内容に変更があった場合は、変更後の報告書を速やかに甲に提出するものとする。

（事前準備）

第4条 乙は、水災時における円滑な水防活動の実施のため、小郡市水防計画及び本協定の趣旨目的を全構成員に十分に周知徹底しなければならない。

- 2 甲は、大雨又は台風の接近など、水防対策を要請する可能性が高い場合は、事前に乙に連絡するものとする。

（水防活動の実施）

第5条 乙は、甲の要請により、水防対策に係る体制を確立し、甲の設置する水防本部と24時間体制で相互の連絡体制を確保し、必要な水防活動を実施するものとする。

- 2 乙は、速やかに乙の構成員相互の連絡体制を確保するものとする。
- 3 乙は、甲の指示に基づき、構成員の事業所等での待機、被災現場への派遣及び被災現場における水防活動等を実施するものとする。
- 4 乙は、甲の要請により、水防対策に必要な資機材の確保に努めるものとする。

（経費）

第6条 前条に規定する水防活動に要した経費については、甲が負担するものとする。ただし、

乙が提供する防災用資材（土砂）に要する経費は除くものとする。

2 前項に規定する経費は、水防活動が終了した後、乙が甲に対して請求するものとする。

3 私有財産の管理、復旧等に要した費用については、その所有者が負担するものとする。

（適用）

第7条 本協定は締結の日から適用するものとする。ただし、第6条第2項の規定は、甲が必要な予算措置を行ったときから適用するものとする。

（協議）

第8条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、締結したことを証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 小郡市小郡255番地1
小郡市
小郡市長 平安正知

乙 小郡市力武993番地1
小郡市環境保全協議会
会長 柴田裕司

資料15 みい農業協同組合との災害時物資供給協定書

災害時における物資の供給協力に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）とみい農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う、食料等の救援物資（以下「物資」という。）の供給協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資を要請することができる。

（1） 米、野菜、飲料水、味噌

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による甲から要請に対し、物資の優先供給に努めるものとし、乙の在庫量の範囲内で、甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 乙は、物資の納入後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙の納入した物資の費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第6条 乙は、物資の供給及び納入が完了したときは、前条の費用について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し費用を乙に支払うものとする。

（報告）

第7条 この協定の万全な実行をはかるため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月31日

甲 福岡県小郡市小郡 255 番地 1

小郡市長 平 安 正 知

乙 福岡県小郡市大板井 267 番地 1

みい農業協同組合

組合長 吉 塚 数 實

資料16 N P O法人コメリ災害対策センターとの災害時物資供給協定書

災害時における物資供給に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）とN P O法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1） 別表に掲げる物資

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連携体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月31日

甲 福岡県小郡市小郡 255 番地 1
小郡市長 平 安 正 知

乙 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、Tシャツ、おむつ、生理用品
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

資料17 小郡市社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書

災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人小郡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害ボランティアセンターの設置等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、「小郡市地域防災計画」にもとづき、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（センターの設置等）

第2条 甲は、小郡市内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、災害対策本部を設置した場合に、被災地域においてボランティアによる支援活動が必要と認めた時は、甲乙協議の上センターを設置する。

2 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

（センターの設置場所）

第3条 センターの設置場所は、乙の所在地とし活動拠点とする。

2 災害の規模より、乙の所在地を拠点とした活動が困難な場合には、甲は活動拠点を確保するものとする。

（センターの運営）

第4条 乙は、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターその他地域の各種団体等の協力の下に運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携協力体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第5条 乙は、単独ではセンターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（連携および協力）

第6条 甲および乙は、相互に連携・協力しながらセンターの設置運営に関して、必要な業務を実施するものとする。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害ボランティアの募集、受付、登録、派遣
- (2) 災害ボランティアニーズの需給調整等
- (3) 災害ボランティア活動の情報発信および受信
- (4) センター及びボランティアに関する各種相談、問い合わせの対応
- (5) ボランティア活動保険の加入手続きに関する業務
- (6) 災害ボランティア活動に必要な物品の調達
- (7) 小郡市災害対策本部等との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- (8) 関係機関及び団体等との連絡調整、派遣要請に関する業務
- (9) その他災害ボランティア活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲および乙は、相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要な資機材等を確保するものとする。

(救援物資の保管管理)

第9条 救援物資の受け入れ及び保管は甲が実施する。ただし、ボランティア活動等に必要な救援物資については乙に提供し、乙が管理する。

(費用負担)

第10条 センターの設置・運営に関し、次にかかわる費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙がセンターの設置・運営に関わる助成金等の交付を受けた場合は、助成金等を差し引いた額を甲が負担するものとする。

- (1) センター設営・運営に関する費用
- (2) 資機材等購入に関する費用
- (3) 需用費等の諸費用

(請求及び支払い)

第11条 乙は前条の規定により、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その費用を乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入にかかる費用については、ボランティアの自己負担とする。ただし、共同募金会等の災害支援制度等、他に利用できる制度や施策がある場合は、これらを

優先して利用するものとする

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、センターの運営マニュアルを作成しておき、それを運営の指針とする。

2 乙は、平常時から、第7条各号に規定する業務について備えるとともに、関係機関および関係団体との間にネットワークを整備しておくものとする。

3 甲は、前2項に定める乙の活動に関し、必要な範囲で支援を行うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月8日

甲 小郡市小郡255番地1

小郡市長 平安正知

乙 小郡市二森1167番地1

社会福祉法人小郡市社会福祉協議会

会長 石田 久治

資料18 イオン九州株式会社との災害時における防災活動協力に関する協定書

災害時における防災活動協力に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）とイオン九州（以下「乙」という。）は、災害時における防災活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害等による災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合の防災活動協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1）乙の店舗及び関係機関において保有する飲料水、食料又は生活必需品などの物資及び資機材等（以下「物資等」という。）の提供に関する事。
- （2）被災者等に対する避難場所、水道水、トイレ等の施設利用の提供に関する事。
- （3）被災者等に対するテレビ・ラジオ等による災害情報の提供に関する事。
- （4）その他市長が特に必要と認める防災活動協力に関する事。

（協力要請の事項）

第3条 甲は、前条の規定による要請は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- （1）協力を要請する防災活動の内容、品目及び数量
- （2）協力を要請する日時、必要時間及び場所
- （3）その他必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条の規定による協力要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出することとする。

（物資等の引渡し及び運搬）

第5条 甲が、第2条第1項第1号の規定に基づき要請する物資等は、別表のとおりとする。

- 2 物資等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 物資等の対価及び乙が行った運搬の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 物資等の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（防災活動の実施及び協力）

第7条 乙は、平常時から甲の推進する防災事業に協力するとともに、次の各号に掲げる防災活

動に取り組むよう努めるものとする。

(1) 乙の店舗における防災啓発事業又は防災訓練の実施

(2) 甲が実施する防災啓発事業への協力

(3) 甲又は自主防災組織等が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第8条 防災活動協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年12月26日から平成26年3月31日迄とする。

ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年12月26日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1
小郡市長 平安正知

乙 福岡県福岡市博多駅南二丁目9番11号
イオン九州株式会社
代表取締役 山口聡一

別表

災害時における提供可能な物資等一覧

区分	主な品名
飲料水、食料関係	飲料水（水、お茶、清涼飲料水など）、おにぎり、パン類、カップ麺、缶詰（イージーオープン）、粉ミルク、レトルト食品、菓子類など
生活必需品関係	毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋、蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）
防災資機材関係	ブルーシート、土嚢袋、ロープ、スコップ、ハンマー、工具類、軍手、発電機、投光機、バケツ、ホース、ヘルメット、ポストコーンなど
その他提供可能な物資等	鍋、カセットコンロ、カセットボンベ、調理器具、食器、衣類など

資料19 小郡三井医師会との災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時の医療救護活動に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と一般社団法人小郡三井医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小郡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護チームの要請及び派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動又が必要であると認める場合は、乙に対し、医療救護チームの派遣要請を協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等で要請できるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに医師等からなる医療救護チームを編成し、災害現場及び甲が設置する医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲による要請を待つことができないと判断したときは、前項の規定にかかわらず医療救護チームの派遣を行うものとする。

4 乙は前項の規定により医療救護チームの派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（災害医療救護計画の策定）

第3条 乙は、この協定に基づく医療救護活動を実施するため、次の事項を内容とする災害医療救護計画を策定しておくものとする。

（1）乙内部の医療救護チームその他の医療救護に携わる組織（以下「医療救護組織」という。）及び指揮命令系統

（2）各医療救護組織の業務

（3）医療救護活動の実施方法

ア 災害状況の把握方法、連絡体制、具体的応援要請及び出動指令方式

イ 応援医療救護チームを含めた医療救護チームの現場指揮者

ウ 携行できる医薬品、衛生資材等の内容

エ 訓練計画

オ その他必要な事項

（医療救護チームの活動場所）

第4条 医療救護チームは、災害現場及び甲が設置した医療救護所や福祉避難所等において、あらかじめ策定した災害医療救護計画に基づき医療救護活動を行うものとする。

（医療救護所と緊急集中救護所）

第5条 甲は、災害状況に応じて、災害現場に近い施設等に、医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、被災地周辺の医療

施設等に乙の協力を得て医療救護所を設置する。

- 3 災害時の後方医療施設として、医療救護活動を早急かつ円滑に行うために乙が指定する市内病院を緊急集中救護所とし、乙は甲に後方医療施設の一覧を提出するものとする。

(医療救護チームの業務)

第6条 医療救護チームの業務は次のとおりとする。

- (1) 災害現場及び医療救護所等でのトリアージ並びに負傷した者に対する医療等実施
 - (2) 災害現場及び医療救護所等から医療機関への負傷者搬送等の医療
 - (3) 別に定める緊急集中救護所でのトリアージや病院支援
 - (4) 被災地内での対応困難な重症患者の被災地外への搬送時の診療
 - (5) 福祉避難所における避難者の診療
- (指揮命令及び連絡調整)

第7条 医療救護チームに対する指揮命令は、甲が指定する者（以下「指揮命令者」という。）が行うものとする。この場合において、指揮命令者は、医療救護チームの助言を考慮するものとする。

- 2 医療救護チームの医療救護活動に係る連絡調整は、指揮命令者が自らの活動を補佐する者として指定する医療現場指揮者が行うものとする。

- 3 乙は、小郡市地域防災計画に基づき甲が設置する災害対策本部に3名を派遣し、医療救護チーム全体の連絡調整を行うものとする。ただし、甲は大規模事故等により応急対策が必要と判断した場合は、三井消防署と協議し派遣場所を決定する。

(医療救護チームの移動等)

第8条 医療救護チームは、現地までの移動、関係機関との連絡、生活手段等について、原則として、自ら確保しながら継続した活動を行うものとする。

(医薬品、衛生資機材等の供給)

第9条 医療救護チームは、原則として甲が調達する医薬品、衛生資機材等を使用するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護チームが携行したものを使用するものとする。

- 2 医療救護チームが使用する医薬品、衛生資機材等の補給及び輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医療費)

第10条 被災地及び医療救護所における患者が負担する医療費は、無料とする。また、緊急やむを得ない事情により、被災地及び医療救護所以外の場所で医療救護チームが行った医療救護における患者が負担する医療費についても、無料とする。

- 2 緊急集中救護所における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118条）が適用された場合は、同法の定めるところによる。

(実費弁償等と請求・支払い)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次に掲げる経費は甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護チーム等の派遣に要する人件費及び諸経費
- (2) 医療救護チーム等が携行した医薬品、衛生資機材等を使用した場合の実費

(3) 医療救護チーム等の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合の扶助費

(4) 前3号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要な経費

2 乙は前項の経費の請求については、医療救護活動終了後速やかに、次の規定により一括して甲に報告及び請求するものとする。

(1) 医療救護チームの派遣に係る実費弁償等は、実費弁償等請求書(様式第2号)に医療救護チームごとの医療救護活動報告書(様式第3号)及び医療救護チーム診療記録(様式第4号)を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護チームが携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、医薬品、衛生資材等使用報告書(様式第5号)を添えて請求するものとする。

(3) 医療救護チームの医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書(様式第6号)により報告するものとする。

(4) 医療救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設、設備等の損傷に係る実費弁償は第1号に掲げる様式のほか、物件損傷等報告書(様式第7号)を添えて請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により請求された実費弁償等の請求の内容が適当であると認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(実費弁償の額)

第12条 前条第1項の実費弁償の額は次のとおりとする。

(1) 同項第1号の額は、福岡県災害救助法施行細則(昭和40年福岡県規則第44号)の規定を準用する。

(2) 同項第2号の額は、医薬品、衛生資機材等の購入価格とする。

(3) 同項第3号の額は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に準ずる。

(医事紛争発生の措置)

第13条 本協定の医療救護活動に関し、傷病者との間に医事紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、甲の負担と責任において適切な措置を講じるものとする。ただし、医師に故意または重大な過失がある場合は、甲は当該医師に対して求償することができる。

(防災訓練)

第14条 乙は、甲から要請があった場合は、各々の役割分担を認識した上で、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月9日

甲 小郡市小郡255番地1

小郡市長 平 安 正 知

乙 小郡市上岩田1246番地

一般社団法人小郡三井医師会

会 長 蒲 池 壽

別紙〔略〕

資料20 三井・小郡地区防災協会との災害時における応急対策活動に関する協定書

災害時における応急対策活動に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と三井・小郡地区防災協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小郡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害発生時に甲が乙の協力を得て行う応急対策活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（応急対策活動の内容）

第2条 この協定による応急対策活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水、燃料及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救援、救出、医療、防疫及び応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）災害対策に必要な車両及び機器等の提供
- （4）災害対策に必要な人員の派遣及び施設の提供
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（協力要請）

第3条 甲は、防災計画に基づき、応急対策活動を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する応急対策活動の内容
- （2）必要とする人員及び資機材等の種類、数量
- （3）応急対策活動を実施する場所及び期間
- （4）その他必要な事項

（応急対策活動の実施）

第4条 乙は甲から応急対策活動の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない事情のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、要請に従って応急対策活動に従事するものとする。

（事前計画）

第5条 乙は、応急対策活動を円滑に実施するため、組織体制及び連絡体制等を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく応急対策活動に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額により甲が負担する。

2 前項の規定により、乙が実施した応急対策活動に対して、甲が負担する費用の積算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（損害補償）

第7条 甲は、第3条の規定に基づき応急対策活動に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙の応急対策活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第8条 乙が、応急対策活動の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第9条 乙は、第3条の規定により応急対策活動に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- （1）応急対策活動に従事した人員、内容及び時間
- （2）応急対策活動に使用した資機材等の種別、数量及び使用状況
- （3）その他必要な事項

2 甲は、前項による応急対策活動の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請を解除するものとする。

（費用等の請求）

第10条 乙は、第6条に規定する費用及び第7条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払い）

第11条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは速やかに支払うものとする。

（協定の効力）

第12条 この協定の効力は、協定締結の日から発生するものとし、甲又は乙のいずれかから協定の終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

- 甲 福岡県小郡市255番地1
 小郡市長 平 安 正 知
- 乙 福岡県小郡市大板井279番地2
 三井・小郡地区防災協会
 会 長 立 石 昌 博

資料21 本間病院との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と医療法人寿栄会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定において福祉避難所の避難対象となる者（以下「対象者」という。）は、小郡市災害時要援護者避難支援全体計画に基づく対象者であって、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1）乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営を行うこと。
- （2）乙の保有する物資及び資機材等（以下「物資等」という。）を提供すること。
- （3）避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
- （4）その他、市長が特に必要と認めること。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として設置運営する施設は、以下のとおりとする。

施設名称	医療法人寿栄会
所在地	福岡県小郡市三沢526番地
所有者（施設管理者）	理事長 本間五郎
連絡先	電話 0942-73-0111 FAX 0942-73-0112
構造等	鉄骨
建築年	昭和62年6月完了
耐震性	有
使用範囲	多目的ホール
使用床面積	200㎡
収容可能人員	50名

（受入れの要請）

第5条 甲は、対象者が福祉避難所に避難する必要があると認めた場合は、乙に対し、第3

条の要請をするものとする。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭（電話連絡を含む）で行うことができる。

（1） 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 家族、親族等の住所、氏名及び連絡先等

（3） その他当該対象者の受け入れに必要な事項

（対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを行う場合は、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等、地域の避難支援者又は甲が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第7条 甲及び乙は、飲料水、食料、生活必需品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者を適切に介護できるよう看護師、ホームヘルパー等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書（様式第2号）又は口頭（電話連絡含む）で福祉避難所の閉鎖を連絡するものとする。

（経費の負担）

第9条 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。

2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては協働推進課長、乙においては総務部長とする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年3月10日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1

小郡市長 平安 正知

乙 福岡県小郡市三沢526番地

医療法人寿栄会

理事長 本間 五郎

資料22 池月苑との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と小郡池月苑（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震等の災害（水害を除く）が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定において福祉避難所の避難対象となる者（以下「対象者」という。）は、小郡市災害時要援護者避難支援全体計画に基づく対象者であって、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1）乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営を行うこと。
- （2）乙の保有する物資及び資機材等（以下「物資等」という。）を提供すること。
- （3）避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
- （4）その他、市長が特に必要と認めること。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として設置運営する施設は、以下のとおりとする。

施設名称	小郡池月苑
所在地	福岡県小郡市八坂29番地1
所有者	社会福祉法人 小郡市社会事業協会
連絡先	電話 0942-72-2200 FAX 0942-72-8718
構造等	鉄筋コンクリート
建築年	平成2年3月完了
耐震性	有
使用範囲	集会室
使用床面積	66㎡
収容可能人員	20名

（受入れの要請）

第5条 甲は、対象者が福祉避難所に避難する必要があると認めた場合は、乙に対し、第3

条の要請をするものとする。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭（電話連絡を含む）で行うことができる。

（1） 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 家族、親族等の住所、氏名及び連絡先等

（3） その他当該対象者の受け入れに必要な事項

（対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを行う場合は、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等、地域の避難支援者又は甲が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第7条 甲及び乙は、飲料水、食料、生活必需品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲及び乙は、対象者を適切に介護できるよう看護師、ホームヘルパー等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書（様式第2号）又は口頭（電話連絡含む）で福祉避難所の閉鎖を連絡するものとする。

（経費の負担）

第9条 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。

2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては協働推進課長、乙においては小郡池月苑施設長とする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２６年　６月１６日

甲　　福岡県小郡市小郡２５５番地１

小郡市長　平安　正知

乙　　福岡県小郡市八坂２９番地１

社会福祉法人　小郡市社会事業協会

小郡池月苑

会長　安永茂歳

資料23 長生園との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と介護老人福祉施設三沢長生園（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定において福祉避難所の避難対象となる者（以下「対象者」という。）は、小郡市災害時要援護者避難支援全体計画に基づく対象者であって、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1）乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営を行うこと。
- （2）乙の保有する物資及び資機材等（以下「物資等」という。）を提供すること。
- （3）避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
- （4）その他、市長が特に必要と認めること。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として設置運営する施設は、以下のとおりとする。

施設名称	三沢長生園
所在地	福岡県小郡市三沢花聳88 1 -1
所有者（施設管理者）	柳 文生
連絡先	電話 0942-75-0347 FAX 0942-75-7556
構造等	鉄筋コンクリート
建築年	平成26年 2月完了
耐震性	有り
使用範囲	5階部分
使用床面積	462㎡
収容可能人員	100名

（受入れの要請）

第5条 甲は、対象者が福祉避難所に避難する必要があると認めた場合は、乙に対し、第3

条の要請をするものとする。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭（電話連絡を含む）で行うことができる。

（1） 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 家族、親族等の住所、氏名及び連絡先等

（3） その他当該対象者の受け入れに必要な事項

（対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを行う場合は、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等、地域の避難支援者又は甲が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第7条 甲及び乙は、飲料水、食料、生活必需品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者を適切に介護できるよう看護師、ホームヘルパー等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書（様式第2号）又は口頭（電話連絡含む）で福祉避難所の閉鎖を連絡するものとする。

（経費の負担）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。

2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては協働推進課長、乙においては法人副本部長とする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1

小郡市長 平安 正知

乙 福岡県小郡市三沢字花簗881-1

社会福祉法人 長生会

理事長 柳 文生

資料24 ケアハウス小郡との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）とケアハウス小郡（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定において福祉避難所の避難対象となる者（以下「対象者」という。）は、小郡市災害時要援護者避難支援全体計画に基づく対象者であって、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1）乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営を行うこと。
- （2）乙の保有する物資及び資機材等（以下「物資等」という。）を提供すること。
- （3）避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
- （4）その他、市長が特に必要と認めること。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として設置運営する施設は、以下のとおりとする。

施設名称	ケアハウス小郡
所在地	福岡県小郡市三沢字北立石5432-1
所有者（施設管理者）	柳 文生
連絡先	電話 0942-75-5311 FAX 0942-75-5315
構造等	鉄筋コンクリート造り 5階建て
建築年	平成9年3月完了
耐震性	有り
使用範囲	食堂
使用床面積	200㎡
収容可能人員	30名

（受入れの要請）

第5条 甲は、対象者が福祉避難所に避難する必要があると認めた場合は、乙に対し、第3

条の要請をするものとする。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭（電話連絡を含む）で行うことができる。

（1） 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 家族、親族等の住所、氏名及び連絡先等

（3） その他当該対象者の受け入れに必要な事項

（対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを行う場合は、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等、地域の避難支援者又は甲が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第7条 甲及び乙は、飲料水、食料、生活必需品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者を適切に介護できるよう看護師、ホームヘルパー等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書（様式第2号）又は口頭（電話連絡含む）で福祉避難所の閉鎖を連絡するものとする。

（経費の負担）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。

2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては協働推進課長、乙においては生活相談員とする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 2 7 年 4 月 1 日

甲 福岡県小郡市小郡 2 5 5 番地 1

小郡市長 平安 正知

乙 福岡県小郡市三沢字花簗 881-1

社会福祉法人 長生会

理事長 柳 文生

資料25 (一社)小郡市建設業協会、(有)田中商会との水災時水防対策 協定書

水災時の水防対策に関する基本協定書

小郡市（以下「甲」という。）及び一般社団法人小郡市建設業協会、有限会社田中商会（以下「乙」という。）は、水防法第33条に定める小郡市水防計画に基づき、水災時の水防対策に関する基本的な事項について次のとおり基本協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市民の生命、身体及び財産を水災から保護するため、水防対策における甲乙の協力体制を確立し、連携を図りながら、迅速かつ的確に水防活動を行うことを目的とする。

（水防活動の範囲）

第2条 本協定における水防活動の範囲は次のとおりとする。

- （1）公共施設の機能回復、被害の拡大防止及び人命救助等として実施するもののうち、緊急に対処を要する場合において実施する活動とする。
- （2）被害を未然に防止する予防措置は含まないものとする。

（定期報告）

第3条 乙は、土砂集積場、水防対策に係る連絡系統図、水防人員及び資材配置表（以下「報告書」という。）を毎年4月に甲に提出しなければならない。

- 2 乙は報告書の内容に変更があった場合は、変更後の報告書を速やかに甲に提出するものとする。

（事前準備）

第4条 乙は、水災時における円滑な水防活動の実施のため、小郡市水防計画及び本協定の趣旨目的を全構成員に十分に周知徹底しなければならない。

- 2 甲は、大雨又は台風の接近など、水防対策を要請する可能性が高い場合は、事前に乙に連絡するものとする。

（水防活動の実施）

第5条 乙は、甲の要請により、水防対策に係る体制を確立し、甲の設置する水防本部と24時間体制で相互の連絡体制を確保し、必要な水防活動を実施するものとする。

- 2 乙は、速やかに乙の構成員相互の連絡体制を確保するものとする。
- 3 乙は、甲の指示に基づき、構成員の事業所等での待機、被災現場への派遣及び被災現場に

おける水防活動等を実施するものとする。

4 乙は、甲の要請により、水防対策に必要な資機材の確保に努めるものとする。

(経費)

第6条 前条に規定する水防活動に要した経費については、甲が負担するものとする。ただし、乙が提供する防災用資材（土砂）に要する経費は除くものとする。

2 前項に規定する経費は、水防活動が終了した後、乙が甲に対して請求するものとする。

3 私有財産の管理、復旧等に要した費用については、その所有者が負担するものとする。

(適用)

第7条 本協定は締結の日から適用するものとする。ただし、第6条第2項の規定は、甲が必要な予算措置を行ったときから適用するものとする。

(協議)

第8条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、締結したことを証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年10月28日

甲 小郡市小郡255番地1

小郡市

小郡市長 平安正知

乙 小郡市三沢4159-17-202

一般社団法人 小郡市建設業協会

代表理事 福田末春

小郡市三沢1230-2

有限会社 田中商会

代表取締役 田中和浩

資料26 (株)ナガワとの災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発効する。

（提供等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において機材を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な機材の提供を要請することができる。

（調達機材の範囲）

第4条 甲が、乙に提供を要請する機材の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。ただし、応急仮設住宅については、本協定から除くものとする。

（1）別表に掲げる機材

（2）その他甲が指定する機材

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する機材名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（機材の提供の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（引渡し等）

第7条 機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が提供した機材のレンタル及び運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 第6条の規定により、乙が提供した機材でレンタルが出来ない機材については、甲の負担において買い取るものとする。

3 前2項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格等を基準として、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 機材の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連携体制及び機材の提供等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年5月20日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1

小郡市長 平 安 正 知

乙 東京都千代田区丸の内1丁目4番地1号
丸の内永楽ビルディング22階

株式会社 ナガワ

代表取締役社長 高 橋 修

提供を要請する機材の範囲（第4条関係）

大分類	主な品種
ハウス	ユニットハウス等
冷暖房機器	エアコン、扇風機、電気ストーブ等
電気用品	冷蔵庫、カセットコンロ、電子レンジ、炊飯ジャー、製氷機等
トイレ関係	仮設トイレ等
その他	パーテーション、布団等

資料27 災害弔慰金・災害障害見舞金

災害弔慰金	対象災害	● 1 の市町村の区域内で住家が 5 世帯以上滅失した災害 ● 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ● 都道府県内において、住居が 5 世帯以上滅失した市町村の数が 3 以上ある災害 ● 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	500 万円 250 万円
	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母
災害障害見舞金	対象災害	● 1 の市町村の区域内で住家が 5 世帯以上滅失した災害 ● 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ● 都道府県内において、住居が 5 世帯以上滅失した市町村の数が 3 以上ある災害 ● 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250 万円 125 万円
	障害の程度	①両目が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

資料28 災害援護資金

災害援護資金	対象災害	自然災害・・・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	
	貸付限度額	1 世帯主の1箇月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居の全体が滅失又は流出 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	
	貸付条件	所得制限	(世帯人員) (市町村民税における総所得金額)
			1人 220万円
			2人 430万円
			3人 620万円
			4人 730万円
			5人以上 (1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
			ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。
		利 率	年3% (据置期間は無利子)
		据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)
		償還期限	10年 (据置期間を含む)
		償還方法	年賦又は半年賦
	根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	

資料29 福岡県災害見舞金等交付要綱

昭和 49 年 9 月 11 日決裁

改正 昭和 57 年 4 月 1 日

改正 平成 24 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）による被災者に対する見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第 2 条 知事は県内において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の災害又は次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を交付するものとする。

(1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次の表に掲げる数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
15,000 人未満	10 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	15 世帯
30,000 人以上 100,000 人未満	20 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	25 世帯
300,000 人以上	30 世帯

注 1 被災世帯の算定については、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 2 項の規定を準用する。

2 被災世帯は、原則として住民登録している者の世帯とする。

3 一市町村における住家が滅失した世帯の数が、この表に掲げる数に達していない他の市町村においても、この表に定める程度の災害が発生したものとみなす。

(2) 同一災害により、死者及び行方不明者が 5 人以上に達し、又は死者、行方不明者及び重傷者が 20 人以上に達したこと。

(3) 前各号に定める場合のほか当該市町村の区域内において 5 世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者があること。

ただし、この場合の見舞金は、死者又は行方不明者に対する見舞金等に限る。

(支給の制限)

第 3 条 見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

(適用除外)

第 4 条 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 3 条に規定する災害弔慰金又は同法第 8 条に規定する災害障害見舞金を、市町村が支給をしたものについては、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は交付しないものとする。

(見舞金等の額)

第5条 見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

(1) 全壊、全焼又は流失した世帯

1世帯当り 100,000円 (ただし、1人世帯には50,000円)

(2) 半壊又は半焼した世帯

1世帯当り 50,000円 (ただし、1人世帯には25,000円)

(3) 床上浸水した世帯

1世帯当り 30,000円 (ただし、1人世帯には15,000円)

(4) 死者又は行方不明者

1人につき 200,000円 (ただし、県民以外の場合には30,000円)

(5) 重傷者

イ 県民の場合、1人につき100,000円以内 (その支給基準は別表による。)

ロ 県民以外の場合、1人につき15,000円

(交付の方法)

第6条 前条第1号から第3号まで及び第5号の規定による見舞金等は、被災世帯主又は重傷者本人に、同条第4号の見舞金等は遺族に対し、直接又は市町村長を経由して交付するものとする。

(遺族等の範囲)

第7条 前条に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者 (婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚と同様の事情にあった者を除く。)

(2) 子、父母、孫又は祖父母

(3) 前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族

2 前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行なう者を遺族とみなす。

3 第1項に掲げる者の見舞金等を受くる順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、同項第2号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順によるものとし、同項第3号に掲げる者が、複数の場合にあつては、市町村長が適当と認める者を選び、支給することができる。

(申請の手続き)

第8条 市町村長は、第2条の災害が発生した場合、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに別記様式1による被災者名簿を作成し、知事に提出するものとする。

(1) 災害救助法第2条の災害 災害発生の日から20日以内

(2) その他の災害 災害発生の日から10日以内、ただし、その災害が火災による場合は、5日以内

2 第6条の規定により、交付の依頼を受けた市町村長が、その交付を完了したときは、交付完了の日から5日以内に、別記様式2による精算書を、知事に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和49年9月11日から施行する。

2 福岡県災害見舞金等交付要綱（昭和 47 年 8 月 10 日決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 3 日から適用する。

別 表

要治療見込日数	1 カ月以上 3 カ月未満	40,000 円
同 上	3 カ月以上 6 カ月未満	60,000 円
同 上	6 カ月以上	80,000 円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる割合		100,000 円

資料30 小郡カンツリー倶楽部との災害時における一時避難所としての施設使用に関する協定

災害時における一時避難所としての施設使用に関する協定

災害時における一時避難所としての施設使用に関し、小郡市（以下「甲」という。）と小郡カンツリー倶楽部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、小郡市内で地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を市民の一時避難所として使用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1）乙の所有する施設を一時避難所として設置運営を行うこと。
- （2）乙の保有する物資及び資機材等（以下「物資等」という。）を提供すること。
- （3）避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
- （4）その他、市長が特に必要と認めること。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設を、災害時の一時避難所として市民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	小郡カンツリー倶楽部
所在地	福岡県小郡市三沢1788
所有者	株式会社 小郡カンツリー倶楽部
代表者	代表取締役社長 水田 芳夫
連絡先	電話 0942-75-4181 FAX 0942-75-1788
構造等	鉄筋2階建て
建築年	平成4年6月完了
耐震性	有り
使用範囲	レストラン、コンパルーム、フロア
使用床面積	1000㎡
収容人員	250名

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、施設の改修等何らかの事情により、一時避難所として施設を使用することができない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（一時避難所の使用開始）

第5条 甲は、災害等により市民を避難所へ避難させる必要があると認めた場合は、乙に対

して第2条の要請することとする。

2 前項の要請は、文書（様式第1号）又は口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

3 乙は、甲からの要請がなくても、自主的に一時避難所として施設を使用させることができる。この場合において、乙は、速やかに甲に連絡することとする。

（避難者の誘導）

第6条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導及び設備等の適正な使用の説明に努めるものとする。

（使用の禁止）

第7条 市内において震度6強以上の地震が観測された場合は、施設の安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

（一時避難所の使用中止）

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、一時避難所の使用の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書（様式第2号）又は口頭（電話連絡含む）で使用の中止を連絡するものとする。

2 乙は、乙の業務に支障が生じるため避難所の使用を中止しなければならない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第9条 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。

2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては協働推進課長、乙においては小郡カンツリー倶楽部支配人とする。

（守秘義務）

第11条 乙は、一時避難所の使用の際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年11月 1日

甲 福岡県小郡市小郡2 5 5 番地 1

小郡市長 平安 正知

乙 福岡県小郡市三沢 1 7 8 8

小郡カンツリー倶楽部

代表取締役社長 水田 芳夫

資料 31 西日本電信電話株式会社との特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書

特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等（台風等による避難所開設含む）が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することに努めるものとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の連絡を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、甲は乙に対し閉鎖した場所の連絡を行うこととする

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。
本協定書の甲乙代表者に変更が発生した場合は、甲乙合意のうえ、別紙3に定める様式をもって通知するものとし、本締結は継続とする。

平成28年1月21日

甲 福岡県小郡市小郡255-1
小郡市長 平安正知

乙 福岡県福岡市博多区博多駅東3-2-28
西日本電信電話株式会社
取締役 福岡支店長 上原一郎

特設公衆電話設置箇所一覧

別紙

No	避難所名	所在地
1	のぞみが丘小学校	小郡市希みが丘 5-2-7
2	三国中学校	小郡市美鈴が丘 5-15-1
3	三国小学校	小郡市力武 1012
4	東野小学校	小郡市小郡 2409-4
5	大原小学校	小郡市大保 1394
6	大原中学校	小郡市小郡 772
7	小郡市生涯学習センター（福祉避難所）	小郡市大板井 1180-1
8	小郡小学校	小郡市小板井 288
9	小郡中学校	小郡市寺福童 668
10	立石小学校	小郡市吹上 968-2
11	立石中学校	小郡市吹上 1045
12	御原小学校	小郡市二タ 316
13	宝城中学校	小郡市八坂 26-1
14	味坂小学校	小郡市八坂 456-1
15	小郡市総合保健福祉センター（福祉避難所）	小郡市二森 1167-1

資料32 学校法人麻生学園との災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書

災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定

災害時における一時避難場所としての施設使用に関し、小郡市（以下「甲」という。）と学校法人麻生学園（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、小郡市内で地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を市民の一時避難場所として使用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1） 乙の所有する施設を一時避難場所として設置運営を行うこと。
- （2） 乙の保有する物資及び資機材等（以下「物資等」という。）を提供すること。
- （3） 避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
- （4） その他、市長が特に必要と認めること。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設を、災害時の一時避難場所として市民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	麻生学園小学校
所在地	福岡県小郡市希みが丘3-1-2
所有者	学校法人 麻生学園
代表者	理事長 麻生 維美
連絡先	電話 0942-75-8840 FAX 0942-75-8841
構造等	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造※屋根）
建築年	平成15年10月完了
耐震性	有
使用範囲	校舎、グラウンド及び駐車場
使用面積	4,569㎡（屋内） 49,722㎡（屋外）
収容人員	1,600名（屋内） 35,000名（屋外）

学校校舎は、麻生学園小学校職員が開錠し、施設の安全を確認したうえで、使用できるものとする。但し、緊急を要する場合は、グラウンド及び駐車場に限り使用できるものとする。

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、施設の改修等何らかの事情により、一時避難場所として施設を使用することができない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

(一時避難場所の使用開始)

第5条 甲は、災害等により市民を避難場所へ避難させる必要があると認めた場合は、乙に対して第2条の要請をすることとする。

2 前項の要請は、文書(様式第1号)又は口頭(電話連絡含む)で行うものとする。

3 乙は、甲からの要請がなくても、自主的に一時避難場所として施設を使用させることができる。この場合において、乙は、速やかに甲に連絡することとする。

(避難者の誘導)

第6条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導及び設備等の適正な使用の説明に努めるものとする。

(使用の禁止)

第7条 市内において震度6強以上の地震が観測された場合は、施設の安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

(一時避難場所の使用中止)

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、一時避難場所の使用の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書(様式第2号)又は口頭(電話連絡含む)で使用の中止を連絡するものとする。

2 乙は、乙の業務に支障が生じるため避難場所の使用を中止しなければならない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第9条 当該施設を一時避難場所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。

2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書(様式第3号)により甲に請求するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては協働推進課長、乙においては校長とする。

(守秘義務)

第11条 乙は、一時避難場所の使用の際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年2月8日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1
小郡市長 平安 正知

乙 福岡県福岡市南区井尻2丁目3番地1
学校法人 麻生学園
理事長 麻生 維美

資料33 弥生園との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と医療法人社団豊泉会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定において福祉避難所の避難対象となる者（以下「対象者」という。）は、小郡市避難行動要支援者避難支援全体計画に基づく対象者であって、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1）乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営を行うこと。
- （2）乙の保有する物資及び資機材等（以下「物資等」という。）を提供すること。
- （3）避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
- （4）その他、市長が特に必要と認めること。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として設置運営する施設は、以下のとおりとする。

施設名称	介護老人保健施設 弥生園
所在地	福岡県小郡市山隈字弥八郎273番地8
所有者（施設管理者）	医療法人社団 豊泉会 理事長 丸山 泉
連絡先	電 話 0942-41-2888 FAX 0942-73-0014
構造等	鉄筋コンクリート
建築年	平成2年3月完了
耐震性	有
使用範囲	1階通所リハビリ室
使用床面積	1階 172㎡
収容可能人員	1階 40人 （1人4㎡で計算）

（受入れの要請）

第5条 甲は、対象者が福祉避難所に避難する必要があると認めた場合は、乙に対し、第3条の

要請をするものとする。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭（電話連絡を含む）で行うことができる。

（1） 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 家族、親族等の住所、氏名及び連絡先等

（3） その他当該対象者の受け入れに必要な事項

（対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを行う場合は、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等、地域の避難支援者又は甲が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第7条 甲及び乙は、飲料水、食料、生活必需品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者を適切に介護できるよう看護師、ホームヘルパー等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書（様式第2号）又は口頭（電話連絡含む）で福祉避難所の閉鎖を連絡するものとする。

（経費の負担）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。

2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては福祉課長、乙においては法人本部事務部長とする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年11月1日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1

小郡市長 平安 正知

乙 福岡県小郡市山隈字弥八郎273番地8

医療法人社団 豊泉会

理事長 丸山 泉

資料34 弥生の里との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人弥生の里福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定において福祉避難所の避難対象となる者（以下「対象者」という。）は、小郡市避難行動要支援者避難支援全体計画に基づく対象者であって、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1）乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営を行うこと。
- （2）乙の保有する物資及び資機材等（以下「物資等」という。）を提供すること。
- （3）避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
- （4）その他、市長が特に必要と認めること。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として設置運営する施設は、以下のとおりとする。

施設名称	弥生の里デイサービスセンター
所在地	福岡県小郡市山隈字弥八郎273番地35
所有者（施設管理者）	社会福祉法人弥生の里福祉会 理事長 丸山 泉
連絡先	電 話 0942-41-2181 FAX 0942-73-0014
構造等	鉄骨造
建築年	平成9年2月完了
耐震性	有
使用範囲	1階
使用床面積	1階 140㎡
収容可能人員	1階 35人 （1人4㎡で計算）

（受入れの要請）

第5条 甲は、対象者が福祉避難所に避難する必要があると認めた場合は、乙に対し、第3条の

要請をするものとする。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭（電話連絡を含む）で行うことができる。

（1） 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 家族、親族等の住所、氏名及び連絡先等

（3） その他当該対象者の受け入れに必要な事項

（対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを行う場合は、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等、地域の避難支援者又は甲が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第7条 甲及び乙は、飲料水、食料、生活必需品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者を適切に介護できるよう看護師、ホームヘルパー等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書（様式第2号）又は口頭（電話連絡含む）で福祉避難所の閉鎖を連絡するものとする。

（経費の負担）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。

2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては福祉課長、乙においては法人本部事務部長とする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年11月1日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1

小郡市長 平安 正知

乙 福岡県小郡市山隈字弥八郎273番地35

社会福祉法人 弥生の里福祉会

理事長 丸山 泉

資料35 小郡市社会福祉協議会との災害時における災害応援活動に関する協定

災害時における災害応援活動に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人小郡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、小郡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が、乙に対し、災害応援活動の協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（災害応援活動の内容）

第2条 この協定による災害応援活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 乙に所属する職員、社会福祉士、ホームヘルパー等の人員の派遣
- （2） 被災者の移送及び物資の搬送に必要な車両等の提供
- （3） 食料、飲料水、燃料、生活必需品及び被災者支援に必要な物資等の提供
- （4） 被災者の救援、救出、医療、防疫及び応急活動に必要な資機材等の提供
- （5） 前各号に定めるもののほか、特に必要があると認められること

（協力の要請）

第3条 甲は、防災計画に基づき、災害応援活動の必要が生じた場合は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した文書（様式第1号）により、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行うことができる。

- （1） 災害の状況及び協力を要請する災害応援活動の内容
- （2） 必要とする人員、車両、物資及び資機材等の種類と数量
- （3） 災害応援活動を実施する場所及び期間
- （4） その他、災害応援活動に必要な事項

（災害応援活動の実施）

第4条 乙は、甲から応急対策活動の協力の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない事情のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、災害応援活動の実施に努めるものとする。

2 乙は、災害応援活動の実施に必要な人員、車両、物資及び資機材等の確保に努めるものとする。

3 乙は、災害応援活動を円滑に実施するため、平時から災害時の組織体制及び連絡体制等を定めるよう努めるものとする。

（協力の中止）

第5条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、災害応援活動の実施の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、協力の中止を連絡するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく災害応援活動に要した経費、物資の対価及び損害等については、甲が負担する。

2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定し、乙は文書（様式第2号）により甲に請求するものとする。

（損害補償）

第7条 甲は、第3条の規定に基づき災害応援活動に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、甲乙協議のうえ補償を行うものとする。

（第三者に対する措置）

第8条 乙が、災害応援活動の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第9条 乙は、第3条の規定により災害応援活動に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を、甲に文書（様式第3号）により報告するものとする。

（1）災害応援活動に従事した人員、内容及び時間と場所

（2）災害応援活動に使用した車両、物資及び資機材等の数量と使用状況

（3）その他必要な事項

（守秘義務）

第10条 乙は、災害応援活動を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協定の効力）

第11条 この協定の効力は、協定締結の日から発生するものとし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、その効力を有するものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年11月1日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1
福岡県小郡市
代表者 小郡市長 平安 正知

乙 福岡県小郡市二森1167番地1
社会福祉法人
小郡市社会福祉協議会
会長 吉塚 邦之

資料36 サポネットおごおりとの災害時における災害応援活動に関する協定

災害時における災害応援活動に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と、特定非営利活動法人サポネットおごおり（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、小郡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が、乙に対し、災害応援活動の協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（災害応援活動の内容）

第2条 この協定による災害応援活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 乙に所属する精神保健福祉士、社会福祉士、運転手等の人員の派遣
- （2） 被災者の移送及び物資の搬送に必要な車両等の提供
- （3） 食料、飲料水、燃料、生活必需品及び被災者支援に必要な物資等の提供
- （4） 被災者の救援、救出、医療、防疫及び応急活動に必要な資機材等の提供
- （5） 前各号に定めるもののほか、特に必要があると認められること

（協力の要請）

第3条 甲は、防災計画に基づき、災害応援活動の必要が生じた場合は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した文書（様式第1号）により、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行うことができる。

- （1） 災害の状況及び協力を要請する災害応援活動の内容
- （2） 必要とする人員、車両、物資及び資機材等の種類と数量
- （3） 災害応援活動を実施する場所及び期間
- （4） その他、災害応援活動に必要な事項

（災害応援活動の実施）

第4条 乙は、甲から応急対策活動の協力の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない事情のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、災害応援活動の実施に努めるものとする。

2 乙は、災害応援活動の実施に必要な人員、車両、物資及び資機材等の確保に努めるものとする。

3 乙は、災害応援活動を円滑に実施するため、平時から災害時の組織体制及び連絡体制等を定めるよう努めるものとする。

（協力の中止）

第5条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、災害応援活動の実施の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、協力の中止を連絡するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく災害応援活動に要した経費、物資の対価及び損害等については、甲が負担する。

2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定し、乙は文書（様式第2号）により甲に請求するものとする。

（損害補償）

第7条 甲は、第3条の規定に基づき災害応援活動に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、甲乙協議のうえ補償を行うものとする。

（第三者に対する措置）

第8条 乙が、災害応援活動の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第9条 乙は、第3条の規定により災害応援活動に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を、甲に文書（様式第3号）により報告するものとする。

（1）災害応援活動に従事した人員、内容及び時間と場所

（2）災害応援活動に使用した車両、物資及び資機材等の数量と使用状況

（3）その他必要な事項

（守秘義務）

第10条 乙は、災害応援活動を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協定の効力）

第11条 この協定の効力は、協定締結の日から発生するものとし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、その効力を有するものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年11月1日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1
福岡県小郡市
代表者 小郡市長 平安 正知

乙 福岡県小郡市二森1167番地1
特定非営利活動法人
サポネットおごおり
代表理事 古賀 敏幸

資料37 小郡手話の会との災害時における災害応援活動に関する協定

災害時における災害応援活動に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と、小郡手話の会（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、小郡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が、乙に対し、災害応援活動の協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（災害応援活動の内容）

第2条 この協定による災害応援活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 乙に所属する手話通訳者等の支援者の派遣
- （2） 障害者団体等への安否確認
- （3） 前号に定めるもののほか、特に必要があると認められること

（協力の要請）

第3条 甲は、防災計画に基づき、災害応援活動の必要が生じた場合は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した文書（様式第1号）により、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行うことができる。

- （1） 災害の状況及び協力を要請する災害応援活動の内容
- （2） 必要とする人員
- （3） 災害応援活動を実施する場所及び期間
- （4） その他、災害応援活動に必要な事項

（災害応援活動の実施）

第4条 乙は、甲から災害応援活動の協力の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない事情のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、災害応援活動の実施に努めるものとする。

2 乙は、災害応援活動の実施に必要な人員の確保に努めるものとする。

3 乙は、災害応援活動を円滑に実施するため、平時から災害時の組織体制及び連絡体制等を定めるよう努めるものとする。

（協力の中止）

第5条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、災害応援活動の実施の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、協力の中止を連絡するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく災害応援活動に要した経費については、甲が負担する。

2 前項の額は、小郡市障害者意思疎通支援事業実施要綱に基づくものとし、乙は文書（様式第2号）により甲に請求するものとする。

（損害補償）

第7条 甲は、第3条の規定に基づき災害応援活動に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、甲乙協議のうえ補償を行うものとする。
（第三者に対する措置）

第8条 乙が、災害応援活動の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（報告）

第9条 乙は、第3条の規定により災害応援活動に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を、甲に文書（様式第3号）により報告するものとする。

（1）災害応援活動に従事した人員、内容及び時間と場所

（2）その他必要な事項

（守秘義務）

第10条 乙は、災害応援活動を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。
（協定の効力）

第11条 この協定の効力は、協定締結の日から発生するものとし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、その効力を有するものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月9日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1

小郡市長 平安 正知

乙 福岡県小郡市二森1167番地1

あすてらす内

小郡手話の会

会長 青柳 美保

資料38 蒲池病院との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と医療法人格心会蒲池病院（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定において福祉避難所の避難対象となる者（以下「対象者」という。）は、小郡市災害時要援護者避難支援全体計画に基づく対象者であって、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1）乙の所有する施設を福祉避難所として設置運営を行うこと。
- （2）乙の保有する物資及び資機材等（以下「物資等」という。）を提供すること。
- （3）避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
- （4）その他、市長が特に必要と認めること。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として設置運営する施設は、以下のとおりとする。

施設名称	医療法人格心会蒲池病院
所在地	福岡県小郡市小郡1342-1
所有者（施設管理者）	理事長 白川 由佳
連絡先	電話 0942-72-2007 FAX 0942-72-3688
構造等	R C造2階建て
建築年	平成元年3月完了
耐震性	有り
使用範囲	1階ホール
使用床面積	113.97㎡
収容可能人員	10名

（受入れの要請）

第5条 甲は、対象者が福祉避難所に避難する必要があると認めた場合は、乙に対し、第3条の

要請をするものとする。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭（電話連絡を含む）で行うことができる。

（1） 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 家族、親族等の住所、氏名及び連絡先等

（3） その他当該対象者の受け入れに必要な事項

（対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを行う場合は、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等、地域の避難支援者又は甲が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第7条 甲及び乙は、飲料水、食料、生活必需品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者を適切に介護できるよう看護師、ホームヘルパー等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認められる場合は、乙に対し、文書（様式第2号）又は口頭（電話連絡含む）で福祉避難所の閉鎖を連絡するものとする。

（経費の負担）

第9条 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。

2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準に甲乙協議の上決定し、乙は文書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては福祉課長、乙においては院長とする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月15日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1

小郡市長 平安 正知

乙 福岡県小郡市小郡1342-1

医療法人格心会蒲池病院

理事長 白川 由佳

資料39 株式会社アクティオとの災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する仮設トイレ、発電機、その他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を行う場合、災害時におけるレンタル機材の提供に関する要請書（第1号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を甲に優先的に提供するものとする。

（引渡）

第4条 甲の要請により乙が甲に提供する保有機材の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。

2 前項の保有機材の引渡は、乙が当該保有機材の要請文書の写しを提示する甲の職員または甲の指定する者に引渡す方法によりおこなう。ただし、やむを得ない事情により要請文書の写しを提示できない場合、予め甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代える。なお、当該甲の職員又は甲の指定する者による当該保有機材の確認及び受領をもって当該引渡の完了とする。保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第6条 甲及び乙は、甲が保有機材の提供を受けた後、支払いの時期を甲乙協議の上決定する。

2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を提出し、甲は、乙からの請求書を受理した日から

30日以内に乙の指定する支払先に支払うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては協働推進課長、乙においては株式会社アクティオ鳥栖営業所長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を行うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の提供等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月28日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1号
小郡市
小郡市長 平 安 正 知 印

乙 福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-8
株式会社 アクティオ 九州支店
支店長 橋 爪 正 一 印

資料 40 株式会社ゼンリンとの災害時における地図製品等の供給等に関する協定

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、小郡市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、小郡市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、

本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年3月22日

甲) 福岡県小郡市小郡 255 番地 1

小郡市長 加地 良光

乙) 福岡県福岡市博多区祇園町 1-1

株式会社ゼンリン

九州第一エリア統括部

部長 和田 滋

資料 41 一般社団法人小郡三井歯科医師会との災害時における歯科医療救護活動に関する協定

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と一般社団法人小郡三井歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小郡市地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 歯科医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- （1）歯科医療救護班の医療救護活動計画
- （2）歯科医療救護班の編成計画
- （3）歯科医療救護班編成時の連絡体制
- （4）その他必要な事項

3 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、派遣要請書（様式第1号）により、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、甲が指定する救護所及び避難所に派遣するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が指定する救護所及び避難所において、次の各号に掲げる業務を行うこととする。

- （1）歯科医療を要する傷病者への応急医療処置及び口腔ケア
- （2）歯科医療を要する傷病者の後方支援医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）歯科医療を要する軽易な傷病者に対する歯科治療
- （4）被災住民に対する歯科保健指導
- （5）遺体の身元確認作業に関する協力
- （6）甲が開設する避難所への巡回歯科医療

（歯科医療救護班の指揮命令等）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、乙

が指定する者が行うものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品、医療材料、診断器具及びその他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達及び輸送について必要な措置を講じるものとする。ただし、緊急の場合は、乙が保有し、又は乙の会員が携行する医薬品等を使用することができるものとする。

(後方支援医療機関への搬送)

第8条 乙は、甲が歯科医療を要する傷病者等を後方支援医療機関へ搬送する場合は、必要な協力を行うものとする。

(医療費)

第9条 甲が指定する救護所及び避難所における医療費は、無料とする。

2 後方支援医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(報告)

第10条 乙は、歯科医療救護班の派遣が終了したら、甲に速やかに歯科医療救護活動報告書（様式第2号）に歯科医療救護班活動明細書（様式第3号）を添付し、提出するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要した経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合のその経費

(3) 歯科医療救護活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助

費

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした経費

(費用弁償等の額)

第12条 前条の費用弁償等の額は次のとおりとする。

(1) 同項第1号の額は、福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）の規定に準ずる。

(2) 同項第2号の額は、医薬品等の購入価格とする。

(3) 同項第3号の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずる。

(請求及び支払)

第13条 乙は、第10条に基づく報告後、次に掲げる規定により、歯科医療救護活動に要した経費を甲に請求するものとする。

(1) 第11条第1号、第3号及び第4号に基づく請求をする場合は、請求書（様式第4号）により請求するものとする。

(2) 第11条第2号に基づく請求をする場合は、請求書(様式第4号)に医薬品等使用明細書(様式第5号)を添えて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容が適当であると認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第14条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては保健福祉部健康課長、乙においては会長とする。

(研修及び訓練)

第15条 乙は、この協定に基づく活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護に関する会員の研修に努めるとともに、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に協力するものとする。

(医事紛争の処理)

第16条 乙が派遣する歯科医療救護班が行った歯科医療救護活動に関して、受診者との間に医事紛争が生じた場合には、甲乙協議の上、解決のための適切な措置を講じるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月9日

甲 小郡市小郡255番地1

小郡市長 加 地 良 光

乙 小郡市小郡278番地9

一般社団法人 小郡三井歯科医師会

会 長 牛 嶋 眞 徳

資料 42 小郡市関係郵便局との災害発生時における小郡市と小郡市関係郵便局の協力に関する協定

災害発生時における小郡市と小郡市関係郵便局の協力に関する協定

福岡県小郡市(以下「甲」という。)と小郡市関係郵便局(以下「乙」という。)は、小郡市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、小郡市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 被災者に対するお客さま確認シート(配達先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 小郡市経営政策部総務課長

乙 日本郵便株式会社 小郡郵便局郵便部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年1月16日

甲 福岡県小郡市

代表 小郡市長 加 地 良 光

印

乙 住所 小郡市小郡291番地1

小郡市内郵便局(郵便局一覧のとおり)

代表 日本郵便株式会社

小郡郵便局長 道 脇 充

印

郵便局一覧(別表)

通番	局名	住所	電話番号
1	松崎郵便局	小郡市松崎811番地1号	0942-72-2542
2	小郡郵便局	小郡市小郡291番地1号	0942-72-2862
3	三国郵便局	小郡市横隈1832番地6号	0942-75-3592
4	味坂郵便局	小郡市八坂566番地2号	0942-73-2505
5	御原郵便局	小郡市稲吉568番地1号	0942-73-2515
6	小郡駅前郵便局	小郡市小郡1092番地7号	0942-73-2132
7	小郡大保郵便局	小郡市大保1537番地27号	0942-72-7918
8	小郡三国が丘郵便局	小郡市三国が丘1丁目89番地1号	0942-75-4480
9			
10			

資料 43 ヤフー株式会社との災害に係る情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定

小郡市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、小郡市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、小郡市が小郡市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ小郡市の行政機能の低下を軽減させるため、小郡市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、小郡市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、小郡市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、小郡市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 小郡市が、小郡市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 小郡市が、小郡市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 小郡市が、災害発生時の小郡市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 小郡市が、小郡市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 小郡市が、小郡市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 小郡市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、小郡市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく小郡市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、小郡市から提供を受ける情報について、小郡市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、小郡市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両方で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、小郡市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、小郡市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年3月26日

小郡市：福岡県小郡市小郡255-1

小郡市長 加地良光

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊健太郎

資料44 九州電力株式会社 甘木配電事業所との小郡市災害復旧に関する協定

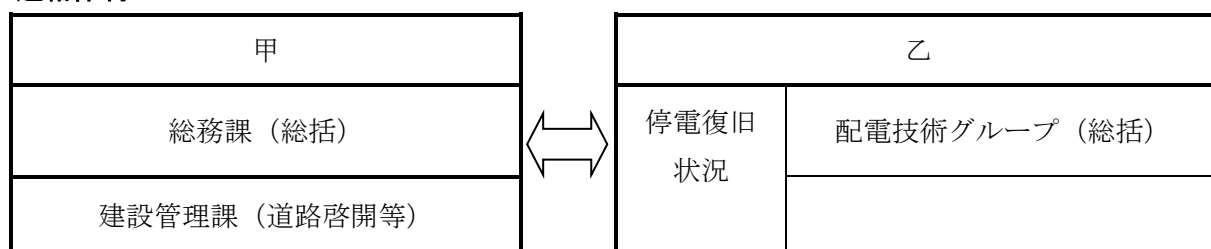
小郡市災害復旧に関する協定書

小郡市（以下「甲という」と九州電力株式会社 甘木配電事業所(以下「乙」という)は、災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

1 目 的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部(対策部)が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2 連絡体制



3 提供する情報

	小郡市 → 九 電	九 電 → 小郡市
台風襲来前 その他災害が 予想される時 点	・道路状況(交通規制他)	・復旧人員の事前配置
台風通過後 その他災害発 生後	・道路状況(崖崩れ、道路決壊等) ・家屋等被害状況(浸水、倒壊他) ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況 〔現場員、パトロール者等で判る 範囲とする〕	・停電状況 ・被害状況 (倒木等による復旧支障箇所) ・復旧体制 ・復旧状況
復旧時	・道路状況 (通行止め及び道路啓開計画に関する情報)	・停電状況(適宜) ・被害状況 ・復旧見込み

(注) 情報連絡は電子メール、電話又はファックスにより行う

4 災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項について協力を求めることができる。

(1) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を求めることができる。

(2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を求めることができる。

(3) 復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材(配電復旧車両含む)等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を求めることができる。

5 道路啓開

(1) 倒木時の道路啓開

- ・ 甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。
- ・ ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電氣的安全対策を施した上で処理する。
- ・ やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇等通行に支障のない場所へ仮置きする。仮置きした樹木は後日甲により処理する。

(2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

- ・ 乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。

6 復旧作業

(1) 電力復旧の考え方

- ・ 緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 高圧(低圧)発電機車設置についての事前調整

- ・ 配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 電力設備復旧作業の考え方

- ・ 災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

7 広 報

(1) 平常時の広報

- ・災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を求めることができる。

(2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報

- ・台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が求めることができる。
- ・切れた電線を触ることによる感電事故の防止
- ・電力設備の被害状況、停電状況、復旧見込み等

8 施設利用に関するその他の事項

- (1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立入禁止区域には立ち入らない。
- (2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。
- (3) 乙が施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。
- (4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。
- (5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

9 協力の範囲

- ・各項に記された甲に求める協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

10 協定の期間

- ・本協定の有効期間は、本協定締結日から1年とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し本協定を終了する旨の通知がなされない限り、本協定は1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

11 その他

- ・この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。
- ・この協定書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本協定書は自動継続するものとする。
- ・この協定書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成31年4月23日

甲 福岡県小郡市小郡255-1

小郡市長 加地 良光

乙 福岡県朝倉市甘木1979-1

九州電力株式会社甘木配電事業所長 津留崎 利浩

資料45 九州朝日放送株式会社との防災パートナーシップに関する協定

防災パートナーシップに関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と九州朝日放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害及び防災に関する情報の放送並びに平常時における災害予防対策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小郡市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙の協力を得て迅速に災害及び防災に関する情報を周知すること等により、災害による被害の軽減を図り、もって住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、災害及び防災に関する情報の放送（以下「放送」という。）を行う必要があると認めるときは、乙に対し、放送を要請することができる。

（要請の手続）

第4条 甲は、前条の規定により放送を要請するときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した甲が別に定める災害情報放送要請書（以下「要請書」という。）をFAX又は電子メール等により送信するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対し、口頭又は電話により放送を要請することができる。

- (1) 災害の種類
- (2) 放送の要請の理由
- (3) 放送を求める事項
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 前項ただし書の規定により口頭又は電話により放送の要請を行ったときは、甲は、当該要請後に、遅滞なく要請書を送信するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、前2条の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに当該要請に係る放送の形式、内容、時刻等を決定し、放送するように努めるものとする。

2 乙は、前項の規定による放送を原則として無償で行うものとする。

(平常時の取組)

第6条 乙は、平常時において、甲が実施する災害予防対策のため甲に対し災害に関する映像を提供する等、乙の可能な範囲で協力する。

2 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害予防対策に資する報道活動を行うときは、乙に対し甲の所有する映像や資料を提供する等、甲の可能な範囲で協力する。

(運用確認書)

第7条 甲及び乙は、放送の要請を円滑に行うとともに、放送を迅速かつ的確に行うため、相互の連絡責任者、連絡先、通信方法等を記載した防災パートナーシップに関する協定書の運用確認書（以下「確認書」という。）を、毎年4月に、協議の上作成するものとする。

2 甲及び乙は、確認書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて、協議の上確認書を更新するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定は、その締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書によりこの協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和元年7月8日

甲 小郡市小郡255番地1

小郡市長 加 地 良 光

乙 福岡市中央区長浜1丁目1番1号

九州朝日放送株式会社
代表取締役社長 和 氣 靖

資料46 災害時における住家被害認定調査等に関する協定

災害時における住家被害認定調査等に関する協定

小郡市（以下「甲」という。）と公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく災害時における住家被害認定調査等に関し、次のとおり協定を締結する（以下「本協定」という。）。

（目 的）

第1条 本協定は、甲の地域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査等の実施について協力を要請する。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は前条第1項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに必要に応じて要請事項に応えるものとする。

2 本協定における住家被害認定調査等の内容（以下「住家被害認定調査等業務」という。）は、次に掲げるものとする。

（1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府。その後の改正を含む。）に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅に訪問し、建物全体、基礎、屋根、外壁、建物内部、設備等の被害状況を調査する業務

（2）罹災証明書について住民からの相談に関する甲の業務の補助

（3）その他、甲が合理的に必要と認める業務

（住家被害認定調査員の要件）

第4条 乙が甲の地域に住家被害認定調査等業務のために派遣する住家被害認定調査員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

（1）乙に所属する不動産鑑定士であること

（2）第9条に規定する基礎研修及び応用研修を受講していること

（指揮）

第5条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

(報告)

第6条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合に要する次の経費は甲の負担とする。

- (1) 住家被害認定調査員の派遣に係る交通費
- (2) 災害応急業務に従事する者の日額に相当する額（2万円プラス消費税相当額）
- (3) 乙が当該業務に係る従事者の損害補償のために加入する保険掛金
- (4) その他特に必要と認める費用

(請求及び支払い)

第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用等請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(研修会への参加)

第9条 甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会等に参加することができる。

(守秘義務)

第10条 乙及び乙の会員は、本協定に規定する業務の遂行にあたり知り得た甲より公表されていない秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならず、かつ、住家被害認定調査等業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査等業務及び本協定終了後も、また同様とする。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

(実施細目)

第11条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和元年10月28日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

2 甲又は乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ、本協定を解除できるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年10月28日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1

小郡市長 加 地 良 光

乙 福岡県福岡市博多区祇園町1番40号
公益社団法人 福岡県不動産鑑定士協会

会 長 井 上 真 輔

資料47 株式会社グッデイとの災害時における物資の調達及び供給に関する協定

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と株式会社グッデイ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における物資の供給に関する要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給をした場合は、納付書を添え必要数量納入するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有

する。

令和元年 11 月 8 日

甲 福岡県小郡市小郡 2 5 5 番地 1
小郡市長 加 地 良 光 印

乙 福岡県福岡市博多区中洲中島町 2 番 3 号
株式会社グッデイ
代表取締役社長 柳 瀬 隆 志 印

資料48 災害時における石油類燃料の供給に関する協定

災害時における石油類燃料の供給に関する協定

小郡市（以下、「甲」という。）と株式会社イデックスリテール福岡セルフ小郡中央ＳＳ（以下、「乙」という。）は、災害時における石油類燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う災害対応のために、甲が乙に対して行う石油類燃料の優先的供給及び運搬についての協力要請に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は乙に対して次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。

- 1 市役所の最低限の機能維持のための非常用発電装置等への燃料供給
- 2 避難所における避難生活環境の維持のための燃料供給
- 3 災害応急対策、ライフラインの維持・復旧に必要な施設・車両への燃料供給
- 4 医療・福祉関係施設・事業所のうち緊急度の高いものへの燃料供給
- 5 災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急通行車両
- 6 その他、市民の安全を確保するために特に重要な施設等で甲が指定するものへの燃料供給

（協力義務）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの協力要請を受けたときは、従業員の安全確保のため、または物流停止が原因で営業停止する場合を除き、積極的に協力して優先的な燃料供給に努めるものとする。

（供給燃料の種類）

第4条 甲が乙に優先供給の協力を要請する石油類燃料の種類は、ガソリン、軽油、灯油等とする。

（供給燃料の運搬）

第5条 石油類燃料の運搬に関しては、甲または甲の指定する者が実施するものとする。

（供給燃料の報告）

第6条 甲は、乙に対して、本協定に基づいて供給を受けた石油類燃料の供給量について随時報告を求めることができるものとする。

- 2 乙は、甲の供給量の要請に基づき、本協定に基づく石油類燃料の供給量を報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 本協定に基づく石油類燃料の供給に要した乙の経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第8条 前条に規定する経費は、小郡市内の通常の実費用を基準として、甲乙協議のうえ決定す

るものとする。

(連絡責任者)

第9条 石油類燃料の円滑な供給要請及び供給のため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容等の変更が生じた場合は、速やかに相手先に通報するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和2年〇月〇日から令和3年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

令和2年〇月〇日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1
小郡市長 加 治 良 光

乙 福岡市博多区上呉服町1番10号
株式会社イデックスリテール福岡
代表取締役社長 仲 野 浩 志

資料49 株式会社九州むらせとの災害時における防災活動協力に関する協定

災害時における防災活動協力に関する協定書

小郡市（以下「甲」という。）と株式会社九州むらせ（以下「乙」という。）は、災害時における防災活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害等による災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合の防災活動協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1）乙において保有する食糧（米 最大1,350kgを目安）の提供に関すること。
- （2）被災者等に対する避難場所、水道水、トイレ等の施設利用の提供に関すること。
- （3）被災者等に対するテレビ・ラジオ等による災害情報の提供に関すること。
- （4）その他市長が特に必要と認める防災活動協力に関すること。

（協力要請の事項）

第3条 甲は、前条の規定による要請は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- （1）協力を要請する防災活動の内容、品目及び数量
- （2）協力を要請する日時、必要時間及び場所
- （3）その他必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条の規定による協力要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出することとする。

（物資等の引渡し及び運搬）

第5条 物資等の引渡し場所は、乙の福岡本部とし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 物資等の対価及び乙が行った運搬の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（防災活動の実施及び協力）

第7条 乙は、平常時から甲の推進する防災事業に協力するとともに、次の各号に掲げる防災活動に取り組むよう努めるものとする。

- （1）乙の工場における防災啓発事業又は防災訓練の実施

(2) 甲が実施する防災啓発事業への協力

(3) 甲又は自主防災組織等が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第8条 防災活動協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和2年〇〇月〇〇日から令和3年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 福岡県小郡市小郡255番地1
小郡市長 加地良光

乙 熊本市南区近見8-8-29
株式会社九州むらせ
代表取締役社長 村瀬慶太郎

別表 1 指定緊急避難場所一覧

指定緊急避難場所											
No.	避難所等		住所	電話番号	収容人数	洪水	崖崩れ、土石流及 び地滑り	地震	内水氾濫	台風	※台風 (強風域)
1	のぞみが丘小学校	体育館	希みが丘5-2-17	75-7011	430	○	○	○	○	○	
2	三国中学校	体育館	美鈴が丘5-15-1	75-3820	530	○	○	○	○		
3	小郡高等学校	体育館・グラウンド	三沢5128-1	75-1211	720	○	○	○	○		
4	三国校区コミュニティセンター	和室(1階)	三沢4196-1	75-3392	130	○	○	○	○	○	○
5	三国小学校	体育館	力武1012	75-2312	430	○	○	○	○		
6	東野小学校	体育館	小郡2409-4	73-1780	390	○		○	○		
7	東野校区コミュニティセンター	和室(1階)	三沢83-1	75-7066	270	○		○	○	○	
8	大原小学校	体育館	大保1394	72-5500	390	○		○	○		
9	大原中学校	体育館	小郡772	72-2027	610	○		○	○	○	
10	小郡市生涯学習センター	ホール	大板井1180-1	72-2111(内線523)	500			○		○	
11	小郡小学校	体育館	小坂井288	72-3044	480	○		○	○		
12	大崎教育集会所	和室(1階)	稲吉1338-8	72-9738	75					○	
13	小郡中学校	体育館	寺福童668	72-1103	480	○		○	○		
14	小郡校区コミュニティセンター	和室(1階)	寺福童859-51	72-2846	150	○		○	○	○	○
15	小郡市高齢者社会活動支援センター	和室(2階)	福童688-1	73-1881	100			○		○	
16	立石校区コミュニティセンター	和室(1階)	干潟2056-1	73-2768	130			○		○	○
17	立石小学校	体育館	吹上968-2	72-2543	420	○		○	○		
18	立石中学校	体育館	吹上1045	72-2603	430	○		○	○		
19	三井高等学校	体育館・グラウンド	松崎650	72-2161	590	○		○	○		
20	下岩田市民館	和室(1階)	下岩田2108-3	72-8190	80					○	○
21	御原校区コミュニティセンター	和室(1階)	稲吉437-11	72-9038	130			○		○	
22	二タ集会所	和室(1階)	二タ1451	73-4393	60					○	
23	御原小学校	体育館・校舎(2階)	二タ316	72-2711	300	○		○	○		
24	宝城中学校	体育館・校舎(2階)	八坂26-1	72-2417	450	○		○	○	○	
25	味坂小学校	体育館・校舎(2階)	八坂456-1	72-2406	300	○		○	○		
26	味坂校区コミュニティセンター	和室(1階)	下西参坂253-1	73-3858	130			○		○	○
27	大原校区コミュニティセンター	和室	大保1465-1	42-6710	160	○		○	○	○	○

※台風(強風域)については、小郡市が暴風域に入らないが強風域に入り、かつ、避難所を開設する必要があると特に認める場合にのみ開設するものとする。

別表2 広域避難場所一覧

No.	避難所等		住所	収容人数
1	小郡高等学校	グラウンド	三沢 5128 - 1	12, 000
2	小郡運動公園（広域）	グラウンド	大保 444	24, 000
3	小郡市体育館（広域）	駐車場	大板井 279-1	730
4	たなばた地域運動広場（広域）	グラウンド	大崎 145-1	10, 000
5	城山公園（広域）	グラウンド	干潟 1053	3, 000
6	三井高等学校	グラウンド	松崎 650	5, 000

別表3 指定避難所一覧

指定避難所										
No.	避難所等	住所	電話番号	収容人数	洪水	崖崩れ、土石流 及び地滑り	地震	内水氾濫	台風	※台風 (強風域)
1	のぞみが丘小学校	体育館	希みが丘5-2-17	430	○	○	○	○	○	
2	三国中学校	体育館	美鈴が丘5-15-1	530	○	○	○	○		
3	小郡高等学校	体育館	三沢5128-1	720	○	○	○	○		
4	三国校区コミュニティセンター	和室(1階)	三沢4196-1	130	○	○	○	○	○	○
5	三国小学校	体育館	力武1012	430	○	○	○	○		
6	東野小学校	体育館	小郡2409-4	390	○		○	○		
7	東野校区コミュニティセンター	和室(1階)	三沢83-1	270	○		○	○	○	
8	大原小学校	体育館	大保1394	390	○		○	○		
9	大原中学校	体育館	小郡772	610	○		○	○	○	
10	小郡市生涯学習センター(福祉)	ホール	大板井1180-1	500			○		○	
11	小郡小学校	体育館	小坂井288	480	○		○	○		
12	大崎教育集会所	和室(1階)	稲吉1338-8	75					○	
13	小郡中学校	体育館	寺福童668	480	○		○	○		
14	小郡校区コミュニティセンター	和室(1階)	寺福童859-51	150	○		○	○	○	○
15	小郡市高齢者社会活動支援センター	和室(2階)	福童688-1	100			○		○	
16	立石校区コミュニティセンター	和室(1階)	干潟2056-1	130			○		○	○
17	立石小学校	体育館	吹上968-2	420	○		○	○		
18	立石中学校	体育館	吹上1045	430	○		○	○		
19	三井高等学校	体育館	松崎650	590	○		○	○		
20	下岩田市民館	和室(1階)	下岩田2108-3	80					○	○
21	御原校区コミュニティセンター	和室(1階)	稲吉437-11	130			○		○	
22	ニタ集会所	和室(1階)	ニタ1451	60					○	
23	御原小学校	体育館・校舎(2階)	ニタ316	300	○		○	○		
24	宝城中学校	体育館・校舎(2階)	八坂26-1	450	○		○	○	○	
25	味坂小学校	体育館・校舎(2階)	八坂456-1	300	○		○	○		
26	味坂校区コミュニティセンター	和室(1階)	下西修坂253-1	130			○		○	○
27	小郡市総合保健福祉センター(福祉)	多目的ホール 交流プラザ	二森1167-1	270			○			
28	大原校区コミュニティセンター	和室	大保1465-1	160	○		○	○	○	○

※台風(強風域)については、小郡市が暴風域に入らないが強風域に入り、かつ、避難所を開設する必要があると特に認める場合にのみ開設するものとする。

別表 4 防災行政無線子局設置箇所一覧

No.	名 称	No.	名 称
1	小郡市役所	31	西島公民館
2	のぞみが丘小学校	32	新島区公民館
3	三国中学校	33	大保公民館
4	小郡高等学校	34	小郡運動公園
5	三国小学校	35	大原公民館
6	東野小学校	36	中央二区公民館
7	東野校区公民館	37	小郡パークタウン東公園
8	大原小学校	38	小郡幼稚園
9	大原中学校	39	小坂井一区公民館
10	小郡市生涯学習センター	40	大崎公民館
11	小郡小学校	41	乙隈公民館
12	大崎教育集会所	42	干潟私設消防小屋
13	小郡中学校	43	佐野古公民館
14	小郡交流センター	44	花立公民館
15	高齢者社会活動支援センター	45	市営井上第一住宅
16	立石小学校	46	今隈公民館
17	三井高等学校	47	井上公園
18	下岩田市民館	48	三井水道企業団
19	二タ集会所	49	下岩田公民分館
20	御原小学校	50	稲吉公民館
21	宝城中学校	51	小郡市総合保健福祉センター(あすてらす)
22	味坂小学校	52	二森地区(端間橋付近)
23	津古公民館	53	宝城北公園
24	みくに野団地公民館	54	二タ地区防火水槽(鎌太郎)
25	三国が丘公民館	55	平方公民館
26	北山公園	56	高島公民館
27	鍋倉公園	57	今朝丸公園
28	横隈公園	58	末次公民館
29	みくに野東団地南公園	59	十楽防火水槽
30	沢の丘住宅児童遊園地	60	赤川農業倉庫